

オランダにおける「中国」法学の展開過程の一断面 ： M. H. van der Valkの業績を中心にして

西, 英昭
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1498333>

出版情報 : 法政研究. 81 (4), pp.485-534, 2015-03-13. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

オランダにおける「中国」法学の展開過程の一断面 ——M. H. van der Valkの業績を中心にして——

西 英 昭

- 一 はじめに
- 二 van der Valkに到るまでのオランダ「中国」法学
 - 1. 研究状況と諸前提の整理
 - 2. 初期の「中国」法学とSchlegel
 - 3. 大清律例の翻訳とYoung
 - 4. 「中国」法学の興隆とFromberg
 - 5. オランダにおける慣習法研究と中国、及びその他
- 三 van der Valkとその「中国」法研究
 - 1. 履歴について
 - 2. 最初期の研究
 - 3. 博士論文から新中国成立まで
 - 4. 新中国成立後の研究
 - 5. 後期の諸研究
 - 6. van der Valk以外の同時代「中国」法研究
- 四 おわりに

一 はじめに

本稿は、1848年から現在までにオランダにおいて展開した「中国」法学につき、特に20世紀に活躍したMarius Hendrikus van der Valk (1908-1978)を中心としながらその概略を俯瞰しようとするものである。

van der Valkについては現在の日本においてはさほどその名前を聴くことがない

かもしれないが、戦前戦後を通じて活躍したオランダを代表する「中国」法学者である。同世代の日本の中国法・東洋法制史学者を探してみると、滋賀秀三が1921年生まれ（その師である石井良助（日本法制史）は1907年生まれ）、仁井田陞が1904年生まれ、民法から社会主義法・中国法まで手広く扱った福島正夫が1906年生まれであるので、石井良助、仁井田陞、福島正夫と同世代ということになる。

特に福島正夫はvan der Valkの著書*An Outline of Modern Chinese Family Law* ⁽¹⁾につき書評を書き「中國親屬法の生成の沿革とその内容を簡明に説述した好著である。著者に付ては婚姻法その他に付て一二の論文があるやうだが、如何なる人か知らない」（74頁）とした上でその内容を紹介し、

「上に見た通り中國親屬法は、その制定の沿革に於ても果た又その實質に於ても、中國四千年の殻を破った偉大な變革期に際する過渡的な産物たる特色を示してゐる。それは末弘博士の所謂新舊交錯する境の不連續線的な様相をもち、支那の現實な家族生活とは遙に隔った天空に虹をかけた如きものである。しかしそれは一つの現實的な運動の理念を示すものであつて、少くとも都市においてはその影響が多少とも現はれんとしてゐる。本書を讀んで自分の感じた點の一つは、かうしたことに付て具體的な知識が得られねばならぬといふことである。大理院判例等に取材してその法制定への作用を論じた箇所などは従つて興味深いものであつたが、それでなほ充たされぬ希望の多々あるのはいふをまたない。しかし本書の取扱方は、概して從來の親屬法解説書には類を見ざる一種清新の風を帯びてゐることを疑はぬものである。」（79-80頁）

と述べている。また滋賀秀三もその著『中国家族法の原理』（創文社・1967）の参考文献においてvan der Valkの著作を2点挙げている。戦前戦後の日本の中国法・東洋法制史学にも一定の影響を与えたこの中国法研究者について、その業績を明らかにしたいというのが本稿の目的の一つである。

さて、そう思い立った場合にはまずvan der Valkの活躍の前提となる、オランダにおける「中国」法学の歴史についてその概況を把握しておく必要がある。オランダの「中国」法学が第一の対象としたのは植民地であるインドネシアに居住してい

⁽¹⁾ 福島正夫「書評 M. van der Valk *Modern Chinese Family Law*」（東亞研究所第六調査委員會學術部委員會編『支那慣行調査彙報』（東亞研究所・1942）所収）。

た多数の華僑・華人⁽²⁾であり、その展開過程はインドネシアを抜きにして語ることはできない。第一義的にはインドネシア在住の華僑・華人を対象としつつも時にその淵源である「中国」本土をも対象として展開した法学の様相を示すために、本稿では「中国」法学と「 」付きで表記することとした。この展開過程は数百年にわたるものであり、その研究は容易ではないが、それに取り組む際の手がかりを些少なりとも得ることを試みたい。即ち今一つの目的は、戦後の中国法・東洋法制史学においてこれまであまり扱われてこなかった、オランダにおける華僑・華人を対象とする法学・法制史学の展開過程を瞥見することにある。

とはいえ、筆者はオランダやインドネシアの専門家ではなく、華僑・華人史の専門家でもない。他方で旧オランダ領インドネシアにおける華僑・華人に関する文献はまさに汗牛充棟、とても一本や二本の論考で扱い切れるものではない⁽³⁾。その意味で本稿は門外漢による「走馬看花」にすぎないとの誹りを免れないが、ともかくもオランダ「中国」法学の流れについてその大枠を捕捉することに力を注ぎ、旧来日本の学界で言及されてきた問題について優先的に拾い上げておくこととしたい。

本稿は、世界各地で展開した東洋法制史学の重要な一翼を担いながら、また非常に興味深い主題を多く含みながら、我が国においてこれまでほとんど紹介されてこなかったオランダにおける「中国」法学の内容を、ともかくも早く学界に紹介して各位の参考に供することを優先する。重要な資料や議論が分析から落ちている可能性もあろうし、検討が不十分な個所も多々存在するが、それらは挙げて今後の検討課題としたい。

(2) インドネシアに在住する華僑・華人もまた一様ではないということがある。古い文献では「蘭印に於ては、華僑自身は、支那本土に生れて移住したもの、即ち遷民を「新客」(Singkeh)と呼び、蘭印生れのもの、即ち僑生を「峇峇」又は「哇哇」(Baba)と呼んでゐる。土民は、華僑自身の稱呼を使ふこともあるが、大抵は「峇々」を「チナ・プラナカン」(Tijna Pranakan)「新客」を「チナ・トトク」(Tijna Totok)と呼んでゐる。ヨーロッパ人は、華僑自身の稱呼及び土民による稱呼を用ゐる外、「峇々」を「プラナカン・ヒネーゼン」(Pranakan Chineezen)又は「インド・ヒネーゼン」(Indo Chineezen)「新客」を「トトク・ヒネーゼン」(Totok Chineezen)とも呼んでゐる。」(満鐵東亞經濟調査局編「蘭領印度に於ける華僑」(同局・1940)2頁)としているものがある。

(3) 関連文献一覧はやや分量が多いため、近く別稿「旧オランダ領東インド華僑・華人法制関連文獻目録(1848-1949)」として発表の予定である。

二 van der Valkに到るまでのオランダ「中国」法学

1. 研究状況と諸前提の整理

検討を始めるに当たり、当然のことながらどの時代から説き起こすべきかという問題が生じるが、本稿ではさしあたり1848年を一つの区切りとし、そこから著述を起こしたい。勿論1848年よりも前からオランダは存在し、そのオランダによるインドネシアへの植民地支配も行われていたわけであるが、フランス革命からナポレオンによる支配の時代を経て、ウィーン会議により現在のオランダ王国に繋がるネーデルランド連合王国（ウィレム1世）が成立し、インドネシアを含む海外植民地がイギリスより返還され（1814年）、さらにベルギーの独立承認（1839年）を経て現在のオランダに繋がる一つのかたちが成立し、トルベッケによる自由主義的な憲法改正を経たのが1848年であった。

またインドネシア植民地統治においても、華僑・華人を巡って1848年は（後述の通り）法制上一つの画期となる年に当たる。さらにほぼ時を同じくして雑誌*Het Regt in Nederlandsch-Indië*が登場する。この雑誌は1849年創刊、1883年41巻より*Het Recht in Nederlandsch-Indië*、1915年104巻より*Indisch Tijdschrift van het Recht*と改名しながら1949年まで刊行され続けたものである（以下、*NRI*と略称）。主として蘭印法制を巡る諸問題について100年の長きにわたり議論の場を提供し続けた雑誌であり、華人問題についての記事も多く含まれている。

さて、第二次世界大戦以前の日本では周知の通り所謂「南洋」研究の一環としてインドネシアが対象の一つとされ、特に戦前末期の日本によるインドネシア占領以降、1940年代には盛んに調査報告が行われていた。その中には統治のための実務的

⁽⁴⁾ 中でも評価の高いものは満鐵東亞經濟調査局編『蘭領印度に於ける華僑』（同局・1940）であった。海外の文献ではヴァンデンボッシュ著（大江專一譯）『東印度』（改造社・1943）が信頼を置かれていたようであり、そのはしがきには「本書はAmry Vandenbosch著The Dutch East Indies第二版の邦譯である」とある。同原著初版書誌はW.B. Eerdman, 1933、第2版はBerkeley: California University Press, 1941である。華僑・華人に焦点を絞ったものとしてはイエー・イエー・メイエル（二本靖譯）『十九世紀末に於ける蘭領印度對華僑行政（翻譯）』（東亞研究所・1940）、論文La Condition Politique des Chinois aux Indes Néelandaises, par J.J. Meijer, (T'oung Pao Archives, vol. IV, 1893)の翻訳、南西方面海軍民政府『舊蘭印ニ於ケル外來東洋人ノ法律的地位』（東亞研究所・1944）がある。司法制度に関する調査は早期のものに臺灣總督官房調査課『和蘭東印度會社の司法』（同課・1923）があり、その例言には「本書の原本は、和蘭東印度會社の行政、司法、財政上の沿革（Geschichtlicher Ueberblick der Administrativen, Rechtlichen und Finanziellen Entwicklung der Niederländisch-Ostindischen Compagnie）」と謂ひ、…（中

な要請からその法律制度を扱うものも見られたが、敗戦に伴いそれらは顧みられることもなくなり、研究対象からも外れてゆくこととなった。オランダ本国においても植民地時期には眼前に喫緊のものとして存在した諸問題がインドネシア独立後には後景に退き、研究も下火となっていた。

しかし近年ではオランダ領東インドにおける中国人の法的地位を巡っての研究が数多く発表されるに至っており、中でもPatricia Tjiook-Liem, *De rechtspositie der Chinezen in Nederlands-Indië 1848-1942* [オランダ領東インドにおける華人の法的地位], Leiden: Leiden University Press, 2009が689頁に及ぶ大著として発表され、一つの画期となっている。日本でも吉田信「オランダ植民地統治と法の支配——統治法109条による「ヨーロッパ人」と「原住民」の創出」（東南アジア研究40-2・2002）や貞好康志「蘭領期インドネシア華人の多重「国籍」と法的地位の実相」（近代（神戸大学）96・2006）等が発表され、着実な研究が重ねられている。⁽⁶⁾

また近年では、華僑・華人をも含めて、オランダがその植民地たるインドネシア

略) …著者をG. C. Klerk de Reusといふ」とある。原著書誌はAlbrecht & Rusche, M. Nijhoff, 1894である。また村松俊夫「蘭領印度に於ける司法制度の研究」(司法研究所・1943)、石田富平「舊蘭領印度の司法」(司法研究所・1943)がある。村松著では華僑・華人について項目を立てて解説してある。立法機関については森文三郎「蘭領東印度に於ける立法機關の發達」(大分高等商業學校商業論集5-2・1931)参照。慣習一般については高桑昇三「東印度慣習法と其の研究法」(南洋經濟研究所・1943)、同(譯)「東印度慣習法に就て」(南洋經濟研究所・1943)があり、後者のはしきぎには「蘭領東印度百科辭典Encyclopaedie van Nederlandsch Oost-Indiëから翻譯したもの」とある。他には南西方面海軍民政府「東印度慣習法序説」(東亞研究所・1944)が刊行されている。文献調査としてAdatrechtbundelの目次訳と思しき蘭印民族學會編纂(堀野雅昭譯)「蘭印慣習法」總目次(東亞研究所第四部・刊年不明)があり、また「蘭領印度華僑關係文獻目録」(東亞研究所(未定稿)・1940)がある。法令については横濱正金銀行調査課(平林好平稿)「蘭領東印度法規ノ拔萃 附慣習」(同課・1921)があり凡例では「本書ハ蘭領東印度商法ノ内銀行ニ必要ナル分ノ拔萃」であるとされている。また南洋局第一課「和蘭ノ東印度統治ニ關スル諸種ノ法規類集」(同課・1942)があり主として蘭領印度總督の統治権限に関わる規定が和訳されている。

(5) 例えば1940年代に入ると『法律時報』には蘭印法制關係の記事が頻繁に掲載されるようになる。庄田秀磨「蘭領印度土地制度の特色」(法律時報13-3・1941)、竹中均一「蘭領印度の統治機構」(法律時報13-8・1941)、平野義太郎「蘭印の統治とその地方行政」(法律時報13-8・1941)、平野義太郎「蘭領東印度の統治・行政の基本政策」(法律時報14-2・1942)、西村朝日太郎「蘭印慣習法の覺書」(法律時報14-4・1942)といった記事がそれである。加えて、かの我妻栄も蘭印法制研究を手がけたことがある。彼は東亞研究所からの委託を受けて7か月足らずで『蘭印の土地制度』(東亞研究所・1943)を完成しているが、その際の関連史料とみられるものが東京大学東洋文化研究所所蔵の我妻栄関係文書中に残されており、相応の蘭印關係の資料が含まれる。その中には例えば「蘭領印度法政關係主要訳語一覧」(東京大学東洋文化研究所図書館蔵)の元原稿と思われるもの、おそらくは参考資料として用意されたN. Cassutto, *Handleiding tot de studie van het adatrecht van Nederlandsch-Indië*やR. Soepomon, *The judicature in djawa*の原稿、また多田芳雄による「蘭領印度政治組織」の原稿(183頁分+参考文献表2枚)などが残されている。こうした日本の第二次世界大戦末期の蘭印研究については別稿を期したい。

(6) 国籍問題についてはさらに蔡仁龍「インドネシア華僑国籍問題の発生とその変遷」(同『インドネシアの華僑・華人』(鳳書房・1993)所収)、エディ・ヘルマワシ「西部ジャワ華僑、僑生の国籍選択問題について」(同『インドネシア華人の歩み』(創栄出版・1995)所収)もある。

にどのように向き合ったのかという問題を、日本による植民地台湾の統治との有力な比較対象として考えようとする向きもある⁽⁷⁾。容易ではない作業であるが、その可能性は確かに研究者の興味を引くに十分なものであろう。

以下ではそれらの先行研究に加えてさらに同時代文献であるG. von Faber, *Het familie- en erfrecht der Chineezen in Nederlandsch-Indië* [蘭印における華人の家族・相続法], Leiden: Eduard Ijdo, 1895にも拠りながら、1848年以降の華僑・華人を取り巻いた法制の状況について簡単に整理をしておくこととしたい。

嚆矢として言及されるものは1848年の「東印度条例」=「オランダ領東インドに対する立法の一般規定」⁽⁸⁾である。同法第6条において蘭印における住民はヨーロッパ人 (Europeanen) と原住民 (Inlanders) に区別され、第8条により華僑・華人は原住民に区分されることとなった。その上で第11条において自己の宗教的な法 (godsdienstige wetten)、制度 (volksinstellingen)、慣習 (gebruiken) について効力が維持されることとなった。また「蘭印における司法機関と司法政策に関する条例」⁽⁹⁾の第3条においても、華僑・華人間の紛争につきヨーロッパ法ではなく自己の法や習慣、古くからのしきたりによる (volgens de godsdienstige wetten of de zeden en oude herkomsten van die personen) ことが明記されるに至った。

その後著名な「東印度政府条例」=「1854年統治法」⁽¹⁰⁾の第109条において住民はヨーロッパ人 (Europeanen) と原住民 (Inlanders) に区分され、華僑・華人は引き続き原住民に区分された。同法第75条においては同条第2項の場合やヨーロッパ人のために定立された民商法に自ら進んで従う場合を除き、原住民の宗教的な法、制度、慣習が適用されると規定された。その第2項を受けて制定された関連規定では、家

⁽⁷⁾ 呉豪人「フォルモサにおける日・独・蘭法学者の邂逅」(植民地文化研究3・2004) 参照。

⁽⁸⁾ Algemeene bepalingen van wetgeving voor Nederlandsch-Indië. *Staatsblad van Nederlandsch-Indië* (以下St.) 1847, No.23において公布、St. 1847, No.57により1848年5月1日より施行。同法の条文についてはHenri Marcella, *Algemeene bepalingen van wetgeving voor Nederlandsch-Indië*, 's-Gravenhage: [G. J. Thieme?], 1913 (なお同書はライデン大学へ提出された博士論文) 参照。

⁽⁹⁾ Reglement op de Rechterlijke Organisatie en het beleid der Justitie in Nederlandsch-Indië. St. 1847, No.23において公布、St. 1847, No.57により1848年5月1日より施行。同法の条文につきW. J. M. Plate, *Reglement op de rechterlijke organisatie en het beleid der justitie in Nederlandsch-Indië*, Weltevreden: Boekhandel Visser, 1922参照、ただし改正を経た部分の原文については前掲G. von Faber著に拠った。

⁽¹⁰⁾ Reglement op het beleid der Regering van Nederlandsch-Indië, *Staatsblad van het Koninkrijk der Nederlanden*, 1854, No.129、及びSt. 1855, No.2所収。同法につき前掲吉田信「オランダ植民地統治と法の支配」はその立法過程を詳細に分析している。

族・相続法部分を除いてオランダ民法を適用するとされたが、逆に言えば家族・相続法部分については華僑・華人の法、制度、慣習に委ねられることとなり、華僑・華人は勿論、それに携わる人々も、何が法であるのかを巡って非常に曖昧な状況に置かれることとなったのである。

この状況はその後「華人の私法状況に関する規定」⁽¹²⁾が1919年5月1日より施行され、ヨーロッパ人向けの私法のほとんど全てが華僑・華人へも適用されることで決着することとなり、これが1925年にボルネオ西部へ拡大されることによって蘭印全域に及ぶこととなった。ちなみに植民地時期台湾において内地延長政策の結果日本の民法が全面的に実施されるに至った1921年の法律第三号が施行されたのは1922年1月1日であったため、最も広い意味でいうところの「中華系」の人々に対し西洋由来の民法が全面的に施行された例としては植民地時期台湾よりも若干早い。

2. 初期の「中国」法学とSchlegel

以下、1848年以降のオランダ「中国」法学の展開過程を概観することとする。もとよりそのすべてを詳細に紹介し尽くすことは不可能であるし、紙幅の関係もあることから、特に大清律例を巡る議論に焦点を当てながら瞥見してゆくこととしたい。

さてRNI第2号(1850年)には早くもP. Haksteen en Reynier de Klerk⁽¹³⁾ *Chineesch regt*〔中国法〕と題する記事が掲載され、ここでは主として家族・相続法に関する内容が条文形式で列挙されている。記事内の解説に拠れば、条文形式で示されてはいるが、公布施行されて法的効力を有したのではなく、1761(乾隆26)年5月22日の決議(Resolutie)という形でReynier de Klerkの註釈と共に公開されたものとされる。

これについては既にG. von Faberがその由来を紹介している⁽¹⁵⁾。それによればこの

(11) Bepalingen, houdende toepasselijk verklaring van de europesche wetgeving op de met de inlandsche gelijkgestelde bevolking (Vreemde oosterlingen), St. 1855, No.79所収。

(12) Regeling van den privaatrechtelijken toestand der Chineezen, St. 1917, No.129所収。

(13) Reynier de Klerk (1710-1780) についてはP. C. Molhuysen, P. J. Blok, F. Kossmann, *Nieuw Nederlandsch biografisch woordenboek*, deel VII, 1974, p.714参照。

(14) 同記事の原本ないしは写本かとも思われる手稿本が現在ライデン大学図書館KITLV collectionに所蔵されている *Chinaas recht* (D/H/411) である。また記事内の解説ではさらに2種類の別個の原本の存在が指摘されており、それぞれKITLV collectionの *Compendium der Chinese wetten* (D/H/458)、*Compendium der civile Chinese wetten* (D/H/120、表紙に1761と判読できる記入有) かも推定される。なお旧来KITLV図書館に所蔵されていた書籍は2014年7月よりライデン大学図書館へと移管された。

記事の内容は1756年2月24日にPieter Haksteen宛てに献呈されたものであり、その際にoud-kapiteinのOei Tsi Lauwの援助があったとする。他方で1750年7月7日任命のバタビアの甲必丹(カピタン)にはOeij Tsjilauw黄鍾老の名を見ることができ、どのような人物かも俄かには判明しないが、Oei Tsi Lauwに該当する可能性は高いのではないかと⁽¹⁶⁾思われる。

近年ではLeonard Blusséがこれに言及しつつオランダ東インド会社(VOC)時代の華僑・華人の家族・相続法案件を扱い、遺言のあるものについてはそれに従い、無遺言のものについてはオランダ法による処理が行われていたこと、またジャワにおいて所謂Chinese officersが果たした役割の大きさについての指摘を行っている⁽¹⁷⁾。ともあれVOC時代に作成された華僑・華人の家族・相続法についておそらくは蘭印史上初の、ある種の条文化(Codification)が行われており、かつそれが復刻という形でNRIに掲載されているのは示唆的である。

ここで当時の問題状況をPatricia Tjiok-Liemの研究から拾い上げておこう。植民地支配の当初から、オランダにとってインドネシアにおける華僑・華人は無視できない存在であった。彼らが元来有していた商業・交易網に加えて現地インドネシア人との間の仲介者的な役割はオランダ人にとって不可欠のものであったし、さらには土地保有者としての華僑・華人は植民地財政とも一定の関係を有するものであった⁽¹⁸⁾。こうした華僑・華人を理解するにあたってオランダ当局が頭を悩ませたのが蘭・中双方の言語及び法制に通じた人材をどのように獲得しないか養成するかという問題であり、当初はこうした人材の不足から政策も相当迷走することがあったようである⁽¹⁹⁾。

その後1848年「東印度条例」さらには1854年「東印度政府条例」及びその関連規定が整備されるに及び、華僑・華人の法的地位をどのように考えるかという問題が

⁽¹⁵⁾ 前掲G. von Faber著、7頁参照。

⁽¹⁶⁾ B. Hoetink, *Chineesche officieren te Batavia onder de Compagnie*, [Nijhoff], 1912所収のkapitein一覧による。ただ同書所収のライテナント一覧においては1748年12月10日就任のOeij Tsilauw黃市閩なる人名も確認することができ、別人であるとするといずれであるか俄かには判断としない。

⁽¹⁷⁾ Leonard Blussé, *Wills, widows and witnesses : executing financial dealings with the Nanyang*, in : Wang Gungwu and Ng Chin-keong ed., *Maritime China in Transition 1750-1850*, Wiesbaden: Harrassowitz Verlag, 2004を参照。

⁽¹⁸⁾ 以上の状況については前掲Patricia Tjiok-Liem著40-56頁の議論を参照。

⁽¹⁹⁾ 同上164-165頁を参照。

議論され、さらにはオランダ民法が部分的には適用されつつも家族・相続法分野を中心に何が法であるかについての曖昧さが残ったことから、華僑・華人の家族・相続法を巡る議論が大きな関心を集めることとなった。「家」の存在を前提とした同居共財関係をどう解釈するか（特に世代を下つても家産分割が行われない状況をどう捉えるか）、族産の存在またそれらと祭祀の関係をどう解釈するか、さらには遺言や相続の効力（特に無遺言相続の扱い）の問題をどう考えるかといった難題が続出し、中でも特に女子が実家の父の遺産相続に与えるかという問題は（伝統中国法では女子が家産を相続するのは例外的な場合を除き基本的には不可能であるが）最後まで争われることとなった。⁽²⁰⁾

さて、初期のNRIにはかなり実務的に細かな問題、特に相続法の諸問題に叙述対象を絞った短い記事が散見されるが、この流れに一つの転換をもたらすのがGustaaf Schlegel (1840-1903) の登場である。オランダ中国学の長い歴史の中でも、彼は一つの大きな転換点である。日本人によく知られているF. von Siebold⁽²¹⁾ (1796-1866) の弟子であるJ. J. Hoffmann⁽²²⁾ (1805-1878) のさらに弟子にあたる彼は、オランダ植民地省に入り廈門に留学して中国語を学び、翻訳官として蘭印に勤務していた。その後、師の跡を継いでライデン大学教授となり中国学に関する多くの著作を発表するとともに、現在でも中国学の権威ある雑誌の一つである『通報

⁽²⁰⁾ 同上157-164、167-172頁を参照。

⁽²¹⁾ ライデンにおける中国学の伝統についてはW. J. ボート「ライデンにおける東アジア研究の由来と発展、1830-1945」（東アジア文化交渉研究 別冊第4号・2009）、Leonard Blussé, *Of hewers of wood and drawers of water : Leiden university's early sinologists (1853-1911)*, in : Willem Otterspeer ed., *Leiden Oriental Connections 1850-1940*, Leiden: E. J. Brill, 1989、W. L. Idema, *Chinese studies in the Netherlands*, in: *European Association of Chinese Studies Survey no. 6*, 1997 (Wilt L. Idema, *Dutch sinology: past, present and future*, in: *Europe Studies China: Papers from an International Conference on the History of European Sinology*, London, Han-Shan Tang Books, 1995を加筆したもの)、Frank N. Pieke, *Contemporary China Studies in the Netherlands*, Article for volume on *China Studies in the Netherlands*, edited by Wilt Idema (Brill Academic Publishers), 2012、以上3氏の論考は後にいずれもW. L. Idema ed., *Chinese Studies in the Netherlands: past, present and future*, Leiden: E. J. Brill, 2014に収録されるに至った。中国語文献としては熊文华『荷兰汉学史』（学苑出版社・2012）があり、またさらに古い時代のオランダ中国学についてはJ. J. L. Duyvendak, *Holland's Contribution to Chinese Studies*, London: the China Society, 1950がある。オランダと中国の関係史についてはLeonard Blussé, *Tribut aan China*, Amsterdam : Cramwinckel, 1989（後にLeonard Blussé & Floris-Jan van Luyn, *China en de Nederlanders*, Zutphen: Walburg Pers, 2008として再刊）、蔡鴻生・包乐史等『航向珠江：荷兰人在华南（1600～2000年）』広州：広州出版社、2004も参照されたい。

⁽²²⁾ J. J. Hoffmannについては前掲W. J. ボート論文参照。彼はSchlegel以外にも多くの中国語通訳官を養成しており、その中からは華僑・華人の法制について論考を発表する人物も登場する。例えばそのうちの一人であるP. MeeterはDe regtstoestand der Chinesche vrouw, in: *RNI*, dl.32, 1879やMr. J. W. T. Cohen Stuart over den regtstoestand der Chinesche vrouw, in: *RNI*, dl.39, 1882などを発表している。

(*T'oung Pao*⁽²³⁾)』を創刊、また多くの弟子を育てた。その後J. J. M. de Groot (1854-1921)、J. J. L. Duyvendak (1889-1954) と続くオランダ中国学の黄金期のいわば開祖 (中興の祖?) としての彼の存在は、旧来の研究においてもまず初めに言及されるべき重要なものとして扱われてきた。

Schlegelはその研究の最初期において中国法に関する論考を発表している。発表時期は彼の厦門留学から蘭印での勤務時期にあっており、彼の留学時の見聞を元に、植民地省の実務的な需要から執筆されたものと思われる。1862年RNIに発表された2本の論考はいずれも華僑・華人の家族・相続法に関するものである。

一つ目は「中国法：中国における遺言、遺贈、相続について⁽²⁷⁾」と題されている。大変興味深いのはこの論文の冒頭において「中国には本来の(真の)意味での民法は存在せず (Een burgerlijk wetboek in den eigenlijken zin des woords bestaat daar niet.)」、様々な民事関係は「立法者により全て民衆に委ねられている (is door de Chinesche wetgevers geheel en al aan het volk overgelaten)」ことが指摘されていることである。この発言は相当象徴的なものであったのか、後の時代の論文でもしばしば引用されている(後述)。他方で大清律例の存在は認識されているが、同時にそれが基本的に刑法典 (strafwetboek) であるということも指摘されており、以上から中国の慣習 (gewoonten) を理解することが重要であるとして論が進められる。

この時代の論文の様式に従ってのことか、情報の出所に関する註釈が付されていないが、論文で紹介される遺言に関する詳細な手続は、おそらくは彼が実際に住んだ厦門での見聞や経験に拠るものと推測される。論文では遺言の手続き、家産分割 (生前の分割にも言及)、無遺言相続についてその状況が紹介されている。

二つ目の論文は「中国における婚姻に関する法の規定と婚姻のための通常の儀礼

⁽²³⁾ 同誌につき石田幹之助「歐米に於ける支那學關係の諸雜誌」(同「歐米に於ける支那研究」(創元社・1942)所収)参照。

⁽²⁴⁾ J. J. M. de Grootについては前掲W. J. ボート論文及びR. J. Zwi Werblowsky, *The Beaten Track of Science: the life and work of J. J. M. de Groot*, ed. by Hartmut Walravens, Wiesbaden: Harrassowitz Verlag, 2002参照。

⁽²⁵⁾ J. J. L. Duyvendakについては前掲W. J. ボート論文及びP. Demiéville, *Nécrologie : J. J. L. Duyvendak*, in : *T'oung Pao*, Sér. 2, no.43, 1955参照。

⁽²⁶⁾ Schlegelの著作一覧に*Liste chronologique des ouvrages et opuscules publiés par le Dr. G. Schlegel : 1862-1901*, Leiden: E. J. Brill, 1902がある。

⁽²⁷⁾ G. Schlegel, *Chineesch regt. Iets over Chinesche testamenten, donatiën en erfopvolging*, in: RNI, dl.20, 1862.

について⁽²⁸⁾と題されている。ここでは大清律例・戸律婚姻の男女婚姻、典雇妻女、妻妾失序、逐婿嫁女、居喪嫁娶、父母囚禁嫁娶、同姓為婚、娶逃走婦女、出妻、嫁娶違律主婚媒人罪における律文に対応する内容が紹介されており、さらには律文を補充するような形で様々な情報提供が行われている。特に婚書の具体的な内容や、主婚人についての記述は詳細である。

具体的に大清律例に対応する紹介が行われていることから、おそらく彼は何らかの形で大清律例の版本（ないしはその翻訳）を手にしていただのではないかと推測されるが、これについても具体的な出典は明示されていないため、詳細は不明とするより他ない。結果として戸律・婚姻に関する内容がこの時点で学界に提供されていることには留意しておく必要がある。

Schlegelには中国における「宣誓」を論じたものもある⁽²⁹⁾。これに先んじて同じく「宣誓」を取り上げた論考⁽³⁰⁾に反応したものかとも思われる。彼はここで『康熙字典』に拠っての字義の解釈から、『古今奇観』、『花箋記』、果ては『三国志』の桃園の誓いといった文学作品を駆使しつつ、中国における「宣誓」の諸問題に言及している。この時代において既に文学作品に見える「法」の問題が扱われているのは留意すべきものであろう⁽³¹⁾。

Schlegelは法学者ではなかったが、Hoffmannの跡を継いで中国学の専門家としてライデン大学教授に就任したこともあり、その発言は相当の重みをもって受け取られていたようである。彼自身、政府機関にも出入りし、その政策立案にも影響を与えていたことが指摘されている⁽³²⁾。廈門での現地滞在経験も持ち、蘭印での実務経験をも経た、押しも押されぬ中国学の大家としての地位を確立していたものと推測される。

このころになると、蘭印における華僑・華人を扱った博士論文も登場するように

⁽²⁸⁾ G. Schlegel, Wettelijke bepalingen omtrent de huwelijken in China en beschrijving der daartoe gebruikelijke plegtigheden, in: *RNI*, dl.20, 1862.

⁽²⁹⁾ G. Schlegel, De Chineesche eed, in: *RNI*, dl.21, 1865.

⁽³⁰⁾ T.H. der Kinderen, Wijzen van eedsaflegging, in gebruik bij de Chinezen, in: *RNI*, dl.15, 1858. ここでは鶏の頭を落として得られる鶏血を用いた宣誓の在り方が取り上げられている。

⁽³¹⁾ 中田薫『徳川時代ノ文學ニ見エタル私法』（明治堂・1925）に影響されてか仁井田陸が「支那近世の戯曲小説に見えたる私法」（石井良助編『中田先生還暦祝賀法制史論集』（岩波書店・1937）所収）を執筆しているが、これに遥かに先んじてこの研究手法が用いられていることには十分に注意する必要がある。

⁽³²⁾ 前掲Patricia Tjiook-Liem著194-199頁参照。

なる。ライデン大学に提出されたJan Willem Cornelis Cordes, *De privaatrechtelijke toestand der vreemde oosterlingen op Java en Madoera* [ジャワ及びマドゥラにおける外来東洋人の私法上の地位], Leiden: van Doesburgh, 1887、Eleazar Zorab, *De publiekrechtelijke toestand der vreemde oosterlingen in Nederlandsch Oost-Indië* [蘭領東インドにおける外来東洋人の公法上の地位], Leiden: Ijdo, 1890、ユトレヒト大学に提出されたG. von Faber, *Het familie- en erfrecht der Chineezzen in Nederlandsch-Indië* [蘭印における華人の家族・相続法], Leiden: Eduard Ijdo, 1895⁽³³⁾などである。

3. 大清律例の翻訳とYoung

大清律例の翻訳については、George Thomas Staunton (1781-1859) による1810年の英訳が良く知られている。⁽³⁴⁾ 大清律例の英訳登場まで全くそれが西洋において知られなかったわけではなく、近年の研究では宣教師たちが律例に言及しつつ自らの主張を展開することもあったことが明らかにされている⁽³⁵⁾が、その段階では律例の一つ一つの条文を翻訳し詳細に解釈するといった営みは行われなかったようである。そこへ登場したStauntonの翻訳は発表後まもなくフランス語、イタリア語に重訳され、フランス語訳については後にオランダでも参照されるに至る。

また1879年からはG. Jamiesonによる大清律例の英訳が*The China Review*誌上

⁽³³⁾ この論文は後にその一部がJohn Fentonにより英訳され、Chinese Family and Property Law in Netherlands-Indiesとして*Hongkong University Law Review* no.1, 1926-27に掲載されるに至っている。

⁽³⁴⁾ Stauntonは少年期にかのMacartney使節団に随行して中国へ渡り、途上中国人通訳から中国語を学び、自在に操るまでに体得していたことが知られる。その様子については松浦章「清朝官吏の見たGeorge Thomas Staunton」(或問13・2007)に詳しい。またStaunton自身による大清律の翻訳の回顧としてGeorge Thomas Staunton, *Memoirs of the Chief Incidents of the Public Life of Sir George Thomas Staunton*, Bart., Hon. D.C.L. of Oxford, 2010, pp.44-51を参照。翻訳の経緯についてはGlenn Timmermans, Sir George Thomas Staunton and the translation of the Qing legal code, in: The Macau Ricci Institute ed., *Culture, Law and Order: Chinese and Western Tradition*, Encre de Chine Ltd., 2007を参照されたい。他にS.P. Ong, Jurisdictional politics in Canton and the first English translation of the Qing penal code (1810) Winner of the 2nd Sir George Stauton Award, in: *Journal of the Royal Asiatic Society of Great Britain & Ireland*, vol.20, no.2, 2010、James G St. André, 'But do they have a notion of Justice?': Staunton's 1810 translation of the Great Qing Code, in: *The Translator*, vol.10, no.1, 2004などの先行研究がある。

⁽³⁵⁾ Jocelyn M. N. Marinescu, *Defending Christianity in China: the Jesuit defense of Christianity in the lettres edifiantes et Curieuses & Rujianlu in relation to the Yongzheng proscription of 1724*, Ph. D. Dissertation, Kansas State University, 2008 (<http://krex.k-state.edu/dspace/handle/2097/606>)、特に第二章の議論を参照。

⁽³⁶⁾に発表される。彼はStauntonの翻訳が律のみであり例に及んでいないことによる不便を指摘し、航海、移民、海事慣習法、アヘンに関する立法として兵律關津の私出外境及違禁下海条、相続に関して戸律戸役の立嫡子違法、別籍異財、卑幼私擅用財の各条、戸籍、徴税、土地関係につき戸律戸役の脱漏戸口、人戸以籍爲定、私廩庵院及私度僧道、賦役不均、禁革主保里長、逃避差役、收養孤老、不動産及び租税関係として戸律田宅の欺隱田粮、檢踏災傷田粮、盜賣田宅、典買田宅の各条、婚姻関係として戸律婚姻の男女婚姻、典雇妻女、妻妾失序、居喪嫁娶、父母囚禁嫁娶、同姓爲婚、尊卑爲婚、娶親屬妻妾、強占良家妻女、娶樂人爲妻妾、僧道娶妻、良賤爲婚姻、出妻、嫁娶違律主婚媒人罪の各条につきその律及び条例全文の翻訳を行い、それらに長大な解説を付している。*The China Review*誌は香港において大きな影響力を有したChina Mailから刊行されており、オランダでも参照されている。

蘭印においては、Jamiesonに先んじて1859年にはJ. Hagemanにより大清律例のごく一部がマレー語からの重訳として翻訳されていた。⁽³⁷⁾この状況に対し、相続問題に関する律例を本格的に翻訳したのがJ. W. Young (1855-1898)⁽³⁸⁾であった。彼は1886年に戸律戸役の立嫡子違法、卑幼私擅用財の律・条例をオランダ語に翻訳し、⁽³⁹⁾そのマレー語訳も作成した。⁽⁴⁰⁾後1894年に彼は戸律婚姻(男女婚姻、典雇妻女、妻妾失序、逐婿嫁女、居喪嫁娶、父母囚禁嫁娶、同姓爲婚、尊卑爲婚、娶親屬妻妾、娶部民婦女爲妻妾、娶逃走婦女、強占良家妻女、娶樂人爲妻妾、僧道娶妻、良賤爲婚姻、出妻、嫁娶違律主婚媒人罪)の律及び条例の全て、総註の一部をオランダ語に翻訳し、⁽⁴¹⁾家族法研究の基礎資料を提供した。

⁽³⁶⁾ G. Jamieson, Translations from the lü-li, or general code of laws, in: *The China Review*, (or, *Notes & queries on the Far East*), vol.8, 1879, pp.1-18, 193-205, 259-276, 357-363, vol.9, 1880, pp.129-136, 343-350, vol.10, 1881, pp.77-99参照。

⁽³⁷⁾ J. Hageman, Successieregt bij de Chinezen. - Regeling omtrent de erfenissen en besterfenissen volgens het boek Taij Tjing Loet, in: *RNI* 17, 1859. 同記事では大清律例・戸律・卑幼私擅用財条例第一及び立嫡子違法条例第一後段に該当する内容を含む翻訳が掲載されている。具体的にどの版本に拠ったかは書かれていない。

⁽³⁸⁾ 彼についてはNécrologie: J. W. Young. (16 Octobre 1855-7 Septembre 1898.), in: *T'oung Pao*, vol.10, no.1, 1899を参照。なお1855年は宮崎道三郎や穂積陳重が生まれた年でもある。

⁽³⁹⁾ J.W. Young, Versterfrecht, adoptie en pleegkinderen bij de Chineezen. Behandeling der betrekkelijke artikelen van het wetboek Tai Tshing Loet Lé., in: *Tijdschrift voor Indische Taal-, Land- en Volkenkunde*, dl.31, 1886.

⁽⁴⁰⁾ J.W. Young, *Atoeran hak poesaka orang Tjina dan hal mengangkat anak tersalin dari pada kitab hoekoem Tai Tshing Loet Lé.*, Batavia, Albrecht, 1887, 26p. マレー語訳についてはその後版を重ねて流通したようであり、後にBatavia, Albrecht & Rusche, 1894, 26p.として同書名で刊行されている。

Youngは以上の律例の翻訳以外にも、法学のみならず中国学全般にわたって多くの論考を発表しており、*The Religious System of China*で有名なJ. J. M. de Grootと一歳違いの同世代である。43歳の若さで早逝してしまったためにこれまであまり知られることがなかったのかもしれない。特に初期の「中国」法学は、彼を含めた通訳官・行政官たちによって担われており、彼自身は法学者ではなかったが、オランダ「中国」法学に大きな貢献を為したことは間違いない。

大清律例を巡っては、その後も翻訳が発表された。1900年には華人Tjoa Sien Hie⁽⁴²⁾により大清律例の戸籍戸役の別籍異財、卑幼私擅用財、立嫡子違法の律及び条例、また家礼会同のオランダ語・マレー語への翻訳が行われた。⁽⁴³⁾これに関しSchlegelは書評で五品官銜 (mandarijn 5e klasse) を有する華人により正確な翻訳が行われた⁽⁴⁴⁾と評価しているが、その翻訳について非を唱えたのがH. N. Stuart⁽⁴⁵⁾であった。彼は⁽⁴⁶⁾専論において、Young以来の新たな翻訳であり特に彼が訳さなかった別籍異財条が翻訳されたことについては一定の評価をしつつも、その翻訳の問題点について、Tjoaの訳文、律例原文、そして彼自身の新訳を対照させながら逐一指摘している。

特にStuartが拘ったのは、別籍異財律の「或奉遺命不在此律」文言、特に「遺命」⁽⁴⁷⁾

⁽⁴¹⁾ J.W. Young, *Het huwelijk en de wetgeving dienaangaande in China.*, in: *Tijdschrift voor Indische Taal-, Land- en Volkenkunde*, dl.38, afl.1 en 2, 1894.

⁽⁴²⁾ 蔡新禧 (1836-1904)。履歴については「华侨华人百科全书 人物卷」(中国华侨出版社・2001) 18頁に周南京による以下の説明がある。

印度尼西亚华人富商、官员 (雷珍兰)。蔡贵錫 (音译, Tjoa Kwie Soe, 1739-1793) 之曾孙、蔡克容 (音译, Tjoa Khik Yong, 1791-1863) 之孙、蔡仁和 (Tjoa Dijen Hoo, 1814-1890) 长子。幼时在家受蒙师教育, 10多岁就开始协助父亲管理制糖厂。后来经营私领地 (tanah partikular), 在诗都阿佐 (Sidoarjo) 的塔旺沙里 (Tawang Sari) 和惹班 (Mojokerto) 的波赫泽泽尔 (Pohdjedjer) 开办制糖厂。1856年结婚。1859年移居翁加兰 (Bongkaran)。1869-1884年被荷兰殖民当局委任为雷珍兰 (Luitenant)。1892年初被清廷授与五品官銜。善于社交、与荷兰人、瓜哇人、华人社会各界关系融洽、威望颇高。与泗水知县拉登·杜孟公·克罗莫·佐约迪罗诺 (Raden Toemenggoeng Kromo Djojodirono) 及后来阿迪帕蒂·佐克罗尼哥罗四世 (Adipati Tjokronegoro IV) 过从甚密。1900年曾将《大清律例》译成马来文。

⁽⁴³⁾ オランダ語訳は *Regeling der erfopvolging bij versterf onder Chineezen en der adoptie vertaald in het Maleisch en Nederlandsch uit het chineesche wetboek Taij Tjing Loet Lie door Tjoa Sien Hie, Soerabaia, Gimberg, 1900, 14p.* マレー語訳は *Atoeran hak poesaka orang Tjina dan hal mengangkat anak tersalin dari kitab hoekoem Taij Tjing Loet Lie, Soerabaia, Gimberg, 1900, 10p.* である。

⁽⁴⁴⁾ in: *T'oung Pao*, Sér. 2, vol.1, no.5, 1900.

⁽⁴⁵⁾ 履歴の詳細は不明であるが、*Naamlijst der leden van het instituut*, 1889. April 1には中国語通訳 (tolk voor de Chineesch taal, Semarang) とある。

⁽⁴⁶⁾ H. N. Stuart, *Over verdeeling van het familiegoed en stamvoortzetting bij de Chineezen*, in: *RNI*, dl.75, 1900.

⁽⁴⁷⁾ 「凡祖父母父母在、子孫別立戸籍、分異財產者、杖一百。(須祖父母父母親告乃坐)。若居父母喪、而兄弟別立戸籍、分異財產者、杖八十。(須期親以上尊長親告乃坐。或奉遺命不在此律。)」()内は小註。

についてTjoaがその註釈においてtestamentの語を用いて解説したことであった。Stuartはその註釈の冒頭に「条例または解説 (Tiaulie of toelichting)」との表記が採られたことからあたかもこれが条例に登場するような誤解を与えること、またtestamentの語が用いられているが、「遺命」については「人生の最期の時間、また臨終の床において遺族により受け取られた命令 (een in den laatsten tijd des levens of op het sterfbed gegeven en door de achterblijvenden ontvangen last)」のことであり、しかも父母の喪中における分割にのみ関するものであり、testamentではないとしている。またTjoaが律文の翻訳それ自体に直接testamentの語を宛ててはいないことは賢明としながらも、「行われてその場にある命令 (beschikkingen genomen en aanwezig)」となっており、「何か物質的なもの (iets stoffelijks)」を思わせるので不適切であるとしている。

Stuartはtestamentについて論文中において厳密な定義を行わないので、その意図を推し量るより他ないが、どうも彼は故人があくまで生存中に発した意思そのものと、死後にむけて存在させる遺言を区別する、またはただ単なる純粋な故人の意思そのものと、遺言書のように何か形式を踏んでそれが法律上の正式な効力を持つものとして現れたものを区別したいという意向を強く持っており、その違いをlast willとtestamentの語の違いに当てはめ、後者をかなり限定的な意味で用いているものと推定される。両者に一線を引くという考え方は理解しうるが、問題は当時のオランダ法学においてもこの区別を、しかもこの用語を巡って行うという様式が定着していたのかという点である。まして翻訳者Tjoaがそのような様式に親しんでいたかどうか、彼自身が華人の富商であったという点からは、難しいように思われる。

Stuartは、Tjoa訳につき、律例の条文に含まれていない表現が付加されていることについても批判を行っている。確かにTjoaの翻訳では「Konsie (公司)」の語が引き合いに出されながら翻訳が行われている。これはStuartの指摘通り律文には全く登場しないが、おそらくは当時蘭印に展開した華商を念頭に置けば、「本家財物」が「公司」の財物と重なるということも考えられないではない。とすれば、Tjoaは当時の状況を踏まえながら一定程度の意識を行っていることになる。それはそれで理由のないことではないにせよ、Stuartには行き過ぎた意識と映ったのであろう。他にも彼は総註部分(彼はofficieele commentaarとしている)が訳出されていないこと、

処々に頻出する誤訳についてこれを逐一指摘する。

ただ彼の論は、特に一般的な言葉遣いの上ではlast willとtestamentの両者を厳密に区別することがないこともあってか、あまり支持を得られなかったようである。相当の物議を醸すことになったからか、W. Halkemaによりこの論争についての小冊子が刊行されるに至っている。⁽⁴⁸⁾ HalkemaはStuartの立場を厳しく批判し、StuartのTjoaに対する論難自体ほとんど意味をなさないと酷評している。

なお大清律例については、その後いくつかのフランス語訳が登場し、諸研究において用いられることとなる。Paul-Louis-Félix Philastre, *Le code annamite*, Paris: Ernest Leroux, 1909 (2e éd.)、さらにはGuy Boulaisの*Mannel du code chinois*, Changhai: Mission Catholique, 1924がそれである。

4. 「中国」法学の興隆とFromberg

さて、以上のような律例を巡る解釈論は、その後も続いて行くこととなる。大清律例の翻訳をいち早く手がけたYoungは、後にP. H. Frombergの論文に対する応答という形での応酬を行っている。⁽⁴⁹⁾ Youngは冒頭にSchlegelの「中国に民法なし」の主題を引用しつつ、家産分割の問題から稿を起こしているが、Frombergにつき、いわゆる中国学者ではなく法学者の手によって中国法の問題が扱われることの意義を強調し、Frombergが大清律例を素材とした分析を行ったことを高く評価している。勿論それまで法学者の参入が皆無だったわけではないが、改めて法学者が本格的に参入したことを喜んでいるようである。

Youngが言及したPieter Hendrik Fromberg (1857-1924) は1857年Amsterdam生まれ、Youngより二つ年下である。1882年に論文*De lasthebber verzekeraar : (art. 262 Wetb. v. Kooph.)* [保険代理業者] により学位を取得、翌年からインドネシアに渡り1885年セマラン地方裁判所を皮切りに各地地方裁判所を歴任した。1894年には華僑・華人のための民法典編纂のための委員会委員も嘱託された。⁽⁵⁰⁾ 後1896年にバ

⁽⁴⁸⁾ W. Halkema, *De ambtenaar voor Chineesche zaken Stuart en Tjoa Sien Hie's vertalingen uit den Taij Tjing Loet Lie*, Soerabaja, Gimberg, 1901, 9p.

⁽⁴⁹⁾ Fromberg, *Mag een Chinees bij uitersten wil over zijn vermogen onbeperkt beschikken?*, in: *RNI*, dl.66, 1896に対し、Young, *Aanteekeningen naar aanleiding van de verhandelingen van Mr. P. H. Fromberg ten aanzien van de vraag*, in: *RNI*, dl.67, 1896として発表されたものである。

バタビア地方裁判所の一員となるとともに、同じくバタビアのGymnasium Willem IIIにおいて蘭印の民商法、民事手続法を講じている。1903年から1908年までは高等法院の一員となり、1924年に没した。終始華僑・華人のために戦った法学者として知られ、没後彼の著作は中華会から著作集*Mr. P. H. Fromberg's verspreide geschriften*, Leiden: Leidsche Uitgeversmaatschappij, 1926として出版され(履歴は同書冒頭の著者紹介による)、B5判、800頁を超える大著となっている。

さて、Youngとの応酬の発端となる論考でFrombergが扱ったのは大清律例のうち卑幼私擅用財、特に条例第二、即ち戸絶に関する条例部分であった。ここでは勿論Youngの訳業への言及も行われつつ、条文自体はJamiesonの翻訳が引用されており、「戸絶財産、果無同宗應繼之人、所有親女承受、無女者、聽地方官詳明上司、酌撥充公」とある条文が“In the event of a family becoming extinct for want of legal successors, the nearest female (relations) shall be entitled to the property, and if there are no female (relations) the property shall be forfeited to Government.”とされている。「親女」とあるものが“the nearest female (relations)”と訳されているようであるが、問題となったのはこの語にどのような女性が含まれるか、むすめ(dochters)は含まれるのか、含まれるとしてそれは未婚か既婚かといった問題であった。

「親女」とあれば「実のむすめ」の意に取るのが通常であろうと思われ、Young自身も彼の1886年の論文で当該箇所をde dochtersと訳している。そこでJamiesonの翻訳を確認すべく先述の*The China Review*誌所収の翻訳を見ると確かに上記の“the nearest female (relations)”が現れる(197頁)。しかし大変興味深いことに、Jamiesonが後日自らの論考を集めて出版した*Chinese Family and Commercial Law*, Shanghai: Kelly and Walsh Ltd., 1921ではさりげなく同箇所の翻訳が“the daughters”と置き換えられている(17頁)のである。

Jamieson自身は*The China Review*誌における翻訳の解説で“If the male line becomes extinct and no successor has been, nor can be appointed, the daughters, or persons claiming in their right, are next entitled to divide the property. In

⁽⁵⁰⁾ 前掲Patricia Tjiok-Liem著208頁以下参照。

default of daughters the nearest females of the kindred are entitled,...”と述べており(204頁)、daughterの語を登場させていることから単純に誤訳とも片付けられず、daughterも含めて“the nearest female (relations)”としたのかもしれないと推測するよりほかない。

Jamiesonがオランダ語を解したかどうかは不明だが、FrombergとYoungの間の議論が何らかの形で訳語の差し替えに影響を与えていたとすれば興味深い。勿論Jamiesonが全く別のきっかけで自ら訂正した可能性もあるので即断はできないが、ともかくある種の「誤訳」が発端となって議論となり、翻訳が改訂されてゆく様は、欧州における東洋法制史学の一齣として貴重な瞬間であるとする事ができよう。

ここで想起しなければならないのが、オランダ人が相手にしているのが蘭印の華僑・華人であるということである。中国本土と一定の関係を有しつつも、現地で展開している華僑・華人の世界においては、当然中国本土とは異なる取り扱いが行われることも多くあった。その際に、何が「基本」で何が「例外」であるか、律例を基本としてもそれと異なる現状があまりに多く目につくようであれば律例は機能していないと思われる可能性があり、逆に現状を基本とすればそもそも全く守られていないことになってしまう律例とは何か、という律例の性格を巡る論点が浮上し、華僑・華人の問題を考える際に律例を素材として扱うこと自体をどう考えるかという問題が不可避のものとして出てくることになる。そこへきて「中国に民法なし」という主題が絡み、ないなりにそこにある規範は何か、それをどのように位置づけるのか、位置づけるとして律例との関係をどのようなものとして措定するか、あるいはしないのか、という問題へも繋がっていったものと考えられる。

さて、Frombergが1894年に華僑・華人のための民法典編纂のための委員会委員を囑託されたことは前述したが、華僑・華人に関する私法の法典化としては先のP. Haksteenの企画以来ということになるのかもしれない。1897年にはこれに応じる形で*Nieuwe regeling van den privaatrechtelijken toestand der Chineezzen* [華人の私法状況に関する新たな立法], Batavia: Landsdrukkerij.が300頁に近い分量で発表されるに至る。当然この作業は周囲から多くの反応を引き出すこととなった。スラバヤの商工会議所 (De kamer van koophandel en nijverheid te Soerabaija) からの130頁にわたる所見、また中国研究のみならず作家・記者としても著名なHenri

Borel (1869-1933) や、通訳官としてFromberg以前から華僑・華人問題に携わっていたW. P. Groeneveldt (1841-1915)、Schlegelの弟子としてオランダ中国学を代表する学者の一人となったJ. J. M. de Grootがそれぞれ反応を示している⁽⁵¹⁾。その後さらに彼の手でまとめられた報告書と思われるものがP. H. Fromberg, *Rapport over de Chineezewetgeving* [華人立法に関する報告書], Batavia: Landsdrukkerij, 1903 である。

またFrombergの議論は日本でも取り上げられたことがある。西村朝日太郎「蘭印慣習法の覺書」(法律時報14-4・1942) では「例へば華僑の慣習法を調査したフロムベルフFrombergの如きも、「裁判官が認めぬ以上、如何なる慣習も法律的に有効ではあり得ぬであらう」といつてゐる。…(中略)…従つてネーデルブルフNederburghが「二三人の慣習gewoonte (習慣gebruikenといふべきであらう) が住民の慣習となつた時、慣習は法となる」と云つてゐるのは必ずしも妥當ではない」⁽⁵²⁾ (69頁) と紹介されており、確かにFromberg論文の該当箇所には対応して“Want men zal geen gewoonte als rechtgevende kunnen beschouwen, wanneer de rechter haar niet als zoodanig heft willen erkennen.” としている箇所がある。

そもそもFrombergがここで何を論じているかということ、中国人の既婚女性がsui juris (自主権者、契約能力者) たり得るか、即ち夫からの許諾なしに財産を保有したり処分したり出来るか、という問題である。彼はこれがSt. 1855, No.79第2条からのみでは不明確だが、だからといって不存在でもないとして、その是非につき様々な文献を挙げながら論を進めている。その中で彼は1766年当時のAlting Meesによる言明を取り上げ、一定の場合に女性が権利を有する場合があるとした慣習は現在

⁽⁵¹⁾ それぞれDe kamer van koophandel en nijverheid te Soerabaja, *Eenige opmerkingen over het ontwerp eener nieuwe regeling van den privaatrechtelijken toestand der Chineezen in Nederlandsch-Indië*, Soerabaja: E. Fuhri & Co., 1897, 130p., Henri Borel, Opmerkingen over de ontworpen „Nieuwe Regeling van den privaatrechtelijken toestand der Chineezen“, *De Indische Gids*, jrg.20, 1898, II, W. P. Groeneveldt, Advies over de ontworpen „Nieuwe Regeling van den privaatrechtelijken toestand der Chineezen“, *De Indische Gids*, jrg.20, 1898, I, J. J. M. de Groot, De nieuwe Regeling van het Privaatrecht der Chineezen in onze koloniën, *De Indische Gids*, jrg.20, 1898, Iを参照。Groeneveldtの関わりについては前掲Patricia Tjiook-Liem著46頁以下を参照。

⁽⁵²⁾ 両者の出典として西村はそれぞれFromberg, *Nieuwe Regeling enz.* 1897, bl.220, Nederburgh, *Wet en Adat*, 1896-98, 1 stuk 1, bl.61-2と脚注に示している。Frombergの該当箇所*Nieuwe regeling van den privaatrechtelijken toestand der Chineezen, ontwerpen op last der Regeering van Nederlandsch-Indië*, Batavia: Landsdrukkerij, 1897の220頁は*Mr. P. H. Fromberg's verspreide geschriften*では266頁9～33行目に相当する。

も維持されているとしつつ、「裁判官が認めぬ以上…」と続き、さらには裁判所として認めるべきでないと判断する慣習もあるので、と一定の配慮も示している。このみを採り上げてFrombergの慣習に対する態度は否定的であるとするのはさすがに早計であろう。

西村の論考においてFrombergの好敵手として取り上げられているのがIzak Alexander Nederburgh (1861-1941)⁽⁵³⁾である。彼は1861年ジャカルタの生まれ、ライデン大学法学部に学び、1882年論文*Het staatsdomein op Java*〔ジャワにおける国有地〕⁽⁵⁴⁾によって博士学位を取得、蘭印において法曹官僚として活躍し、後1925年ユトレヒト大学において特任教授に就任(就任講演は*Tegenstellingen en samenwerking in Nederlandsch-Indië*〔蘭印における対立と協力〕)、1931年までその任にあり、1941年に没している。彼は1896年段階で*Het Indisch Chineez-en-recht der toekomst*〔将来の蘭印における中国法〕, in: *Wet en Adat*, jrg.1-2, 1896-97と題する130頁を超える論考を発表し、Frombergが華僑・華人のための民法典編纂のための委員会委員を囑託されて発表した報告書へも20頁の批評⁽⁵⁵⁾を寄せ、さらに専論を発表するなど、まさにFrombergの論争相手として立ち回っていたようである。

民法案を巡る議論にせよ、Nederburghとの論争にせよ、とても本稿で扱いきれる分量ではないので詳細な分析は他日を期したいが、華僑・華人法制にこれほどの貢献をした人物に関する研究がほとんど見られないのは大変不思議なことといつてよいであろう。

5. オランダにおける慣習法研究と中国、及びその他

FrombergとNederburghが論争を行っていた20世紀初頭は、折しも蘭印における慣習法保存についての論争が一つの頂点を迎えた時期でもあったようである。ヴァ

⁽⁵³⁾ Nederburghの履歴については*Wie is dat?*, 's-Gravenhage: Martinus Nijhoff, 1938, p.300参照。

⁽⁵⁴⁾ 前掲ヴァンデンボッシュ『東印度』200頁に「千九百廿五年迄ライデン大學は東印度行政官養成の獨占權を有してゐたが、其年に民間の寄付になる印度學部がユトレヒト大學に設立された」とあり、さらに註釈(212頁註10)に「ユトレヒトの印度學部はライデン式教育を受けた管理の勢力を恐れてゐた個人によってその基金が寄附された。ライデン學校は「企業家會議」に接近してゐる人々から超道義的なりと攻撃を受け、若いライデンの管理は原住民運動に餘りにも同情的であると非難された」とある。Nederburghが着任したのはまさにこの時期であった。

⁽⁵⁵⁾ I. A. Nederburgh, *Het rapport over de Chineez-en-wetgeving van Mr. P. H. Fromberg*, in: *RNI* dl.81, 1903.

ンデンボッシュ著（大江專一譯）『東印度』（改造社・1943）は「それは一方、現住民の擁護者と、他方無慈悲な帝國義者との問題ではなかった。統一首唱者中にもデフエンテルがあった。彼はインドネシヤ人の熱烈なる擁護者であり彼等の爲に活潑なる活動をした人であった。…彼は印度法律改革に關する討論の中でマコーレイが屢々なした主張を是認した。即ち「それを持てるならば統一もよろしい。何うしてもそれを持たねばならぬなら多様性で行く。然しあらゆる場合に確信が無ければならぬ。」である。分化の原則は東印度に於ける法律體系改革の基礎となるべきではない。其理由は分化の原理は今や急激に發展しつゝある世界の司法的統一と矛盾するからである。」(223頁) とし、その複雑さの一端を紹介している。⁽⁵⁶⁾

この時期にも様々な論考が発表されるが、一人注目される人物がいる。B. A. J. van Wettumである。彼は論考Aanteekeningen over Japansche adoptie en erfrecht en den Chineeschen invloed daarop [日本の養子と相続法、及びそれへの中国の影響に關する覚書], in: *RNI*, dl.92, 1909において日本の状況を採用上げている。彼は日本民法、令義解、大清律例を資料としつつ、オランダでの日本法研究の著作⁽⁵⁷⁾に加えて津軽英麿⁽⁵⁸⁾や池田竜一⁽⁵⁹⁾の博士論文、増島六一郎⁽⁶⁰⁾の著作等も参照している。日本学の伝統と接続された瞬間として興味深い。なおvan Wettumは1914年、『大清民律草案』の親屬・繼承編についてのオランダ語訳も発表している⁽⁶¹⁾。ただその条文が1317条から開始されていることから、『大清民律草案』を民国期になって微修正した『中華民國暫行民律草案』を翻訳したものであることがわかる。⁽⁶²⁾

1900年代に入ると蘭印慣習法の科学的研究が隆盛を極めるようになり、1911年か

⁽⁵⁶⁾ ここにおいてマコーレイへの言及があるのは興味深い。日本の台湾への植民地統治での政策立案過程においても言及された例がある。拙著『「臺灣私法」の成立過程』（九州大学出版会・2009）28頁、及び50頁註38参照。

⁽⁵⁷⁾ J. J. I. Harte van Tecklenburg, *Het Burgerlijk Wetboek van het keizerrijk Japan*, 's-Gravenhage: Nederl. Boek- en Steendrukkerij, 1903及びH. Weipert, *Japanisches Familien- und Erbrecht*, Yokohama: Meiklejohn & Co., 1890が参照されている。

⁽⁵⁸⁾ 履歴は羽賀与七郎『津軽英麿伝』（陸奥史談会・1965）参照。博士論文は*Die Lehre von der Japanischen Adoption*, Berlin: Mayer & Müller, 1903.

⁽⁵⁹⁾ 履歴は古林亀次郎『實業家人名辭典』（東京實業通信社・1911）イ12頁、濱達夫『現代實業家大觀』（御大禮記念出版刊行會・1928）16頁参照。博士論文は*Die Hauserfolge in Japan*, Weimar: R. Wagner Sohn, 1903.

⁽⁶⁰⁾ The Japanese Civil Code regarding the Law of the Family, by Dr. Rokuichiro Masujima, 1903.とある。New York Public Libraryに所蔵を確認できるが詳細は不明。

⁽⁶¹⁾ B. A. J. van Wettum, *Het familie- en erfrecht in het nieuw ontworpen Chineesche Burgerlijk Wetboek*, in: *RNI*, dl.102, 1914.

⁽⁶²⁾ 清末民国期の民法草案の版本問題については拙稿『中華民國民法に至る立法過程の初歩的検討』（山本英史編『中国近世の規範と秩序』（研文出版・2014）所収）参照。

らは王立言語地理民族学会 (Koninklijk Instituut voor de Taal-, Land-, en Volkenkunde van Nederlandsch-Indië) により Adatrechtbundel (慣習法集成) シリーズが公刊され、また1914年からは植民学会 (Koloniaal Instituut) により *Pandecten van het Adatrecht* シリーズが公刊されるようになる。

この流れの中で登場するのが、というよりもこの流れを作り出した中心人物がかの有名な Cornelis van Vollenhoven (1874-1933)⁽⁶³⁾ である。その大著 *Het adatrecht van Nederlandsch-Indië*, Leiden: E. J. Brill, 1918-1933 においては蘭印を19の法域に分割して叙述が進められているが、華僑・華人についてはこれらとは別に章を立てて記述が行われている。研究対象は蘭印全体であったため、華僑・華人がその中心的な位置を占めることはなかったが、相応の字数を割いてこれまでの研究状況を要約し解説した章が置かれている⁽⁶⁴⁾。

1917年には前述の通り「華人の私法状況に関する規定」が公布され、1919年よりオランダ民法が全面施行されることになり、表向きは華僑・華人を巡って何が法であるかが確定することになるが、そのことによって直ちに研究が縮小するということとはなかったようである。

この時期になると、博士論文もその素材・授与機構とも多様化しているのが見て取れる。主要なものとしては、Wouter Brokx, *Het recht tot wonen en tot reizen in Nederlandsch-Indië* [蘭印における居住及び移動の権利] (1925年、ライデン大学)、W. E. van Mastenbroek, *De historische ontwikkeling van de staatsrechtelijke indeeling der bevolking van Nederlandsch-Indië* [蘭印住民の公法上の区分の歴史的発展] (1934年、アムステルダム大学)、Han Swie Tian, *Bijdrage tot de kennis van het familie- en erfrecht der Chineezzen in Nederlandsch-Indië* [蘭印における

⁽⁶³⁾ van Vollenhovenに到るオランダのインドネシア慣習法研究については、福田省三「蘭印統治と慣習法」(法律時報14-5・1942)、島田弦「インドネシア・アダット法研究における19世紀オランダ法学の影響——ファン・ヴォレンホーフェンのアダット法研究に関する考察」(国際開発研究フォーラム38・2009)、C. Fasseur, *Colonial dilemma: Van Vollenhoven and the struggle between adat law and western law in Indonesia*, in: W.J. Mommsen and J.A. de Moor ed., *European Expansion and Law: the encounter of European and indigenous law in 19th- and 20th-century Africa and Asia*, New York: Berg Publishers, Inc., 1991を参照。

⁽⁶⁴⁾ 主著 *Het Adatrecht van Nederlandsch-Indië* では、第2巻第2章に外来東洋人の慣習法 (*Het adatrecht der uitheemsche oosterlingen*) と題する部分が置かれ、華僑・華人について100頁程の解説が置かれている。大変残念なことに、大著の主要部分を英訳した *Van Vollenhoven on Indonesian Adat Law: selections from Het adatrecht van Nederlandsch-Indië*, The Hague: M. Nijhoff, 1981にはこの部分は訳出されていない。

華人の家族・相続法の知識への寄与) (1936年、ユトレヒト大学) がある。

さて、蘭印のみならず、中国本土におけるオランダの活動からも「中国」法に関連する著作が生まれている。Jan Willem Helenus Ferguson, *De rechtspositie van Nederlanders in China* [中国におけるオランダ人の法的地位], 's-Gravenhage: De Nederlandsche Boek- en Steendrukkerij V/H H.L. Smits, 1925がそれである。これはNederlandsche Handels-Hoogeschool te Rotterdam (現在のErasmus University Rotterdamの前身) に提出された博士論文であり、著者Fergusonについては香港出身と記されている。指導教員として謝辞に名前が挙がっているFrançoisとはおそらくJean Pierre Adrien Françoisのことと思われる。⁽⁶⁵⁾彼はNederlandsche Handels-Hoogeschool te Rotterdamの教授であり、オランダ外務省のAdministrateurも務めた国際法学者であった。

Fergusonについては『近代来华外国人名辞典』(中国社会科学出版社・1981) が「Ferguson, Jan Willem Helenus (1881-1923) 费克森 费尔居松、扬・威廉・黑伦尼斯 荷兰人。驻华外交官费果芬之幼子。1898年进中国海关、在中国各口任帮办、副税务司、税务司等职。著有《荷兰人在华法律地位》(De Rechtspositie van Nederlanders in China) (1925、海牙) 一书。编有《邮政文件中出现的主要汉语语汇表》(A Glossary of the Principal Chinese Expressions occurring in Postal Documents) (1906)」と紹介しており(139頁)、ここでは初代駐華公使J. H. Fergusonの息子とされている。紹介されている著作のほかにも⁽⁶⁶⁾*The Straits Times*においてしばしば彼に言及した記事が見受けられる。

⁽⁶⁵⁾ 履歴につき*Persoonlijkheden in het Koninkrijk der Nederlanden in woord en beeld Nederlanders en hun werk*, Amsterdam: van Holkema & Warendorf N.V., 1938, p.490参照。

⁽⁶⁶⁾ 例えばOpium Smuggling in China, in: *The Straits Times*, 15 July 1922, p.10では“In his report prefacing the Chinese Maritime Customs abstract of statistics dealing with the foreign trade of China during 1921, Mr. J. W. H. Ferguson states...”として彼の報告書に言及する記事が見られる。またForeign Trade of China, *The Straits Times*, 16 June 1923, p.3でも“In his report on the foreign trade of China for the year 1922, Mr. J. W. H. Ferguson, Statistical Secretary of the Chinese Maritime Customs says ...”として彼の報告書に言及する。具体的に如何なる報告書かは未詳。

三 van der Valkとその「中国」法研究

1. 履歴について

通訳官、中国学者、法学者と様々な担い手たちによって形作られてきたオランダ「中国」法学の伝統は、van der Valkへと受け継がれてゆくことになる。関連文献⁽⁶⁷⁾の伝える彼の履歴は以下のとおりである。

van der Valkは1908年6月8日、オランダ南西部のZeeland州Vlissingenに生まれた。HilversumのChristelijk Lyceumに学び、バタビアにおいてHogereburgerschoolを1925年に卒業している。さらにバタビアのRechtshogeschoolで法学を学び、その後ライデン大学において法学及び中国語を修めた。

ライデン大学ではDuyvendakからA. F. P. Hulsewé (1910-1993) と一緒に中国語を学んでいる。1932年には中国へ派遣され3年間現地での研修を行っているが、同時期Hulsewéも北京に滞在しており、二人は梁啓雄を訪ね、国立北平図書館の彼の部屋でともに『左伝』や『史記』を講読したようである。その際にvan der ValkはHulsewéに中国法制史の研究を勧め、それがもとでHulsewéは『新唐書』及び『旧唐書』の刑法志の翻訳を手がけたという。⁽⁶⁸⁾

研修の後1935年からvan der Valkは植民地政府内務省のKantoor voor Oost-Aziatische Zakenに勤務した。この間1939年7月7日、彼は論文*An Outline of Modern Chinese Family Law*によりライデン大学より博士号を取得している。なおこの著書の表紙において著者名がMarc van der Valk, Ph.D. (Leyden) と表示されているため、日本の各図書館での書誌情報ではMarcと表示するものが多いが、正し

⁽⁶⁷⁾ M. J. Meijer, Marius Hendrikus van der Valk, in: *Jaarboek der Leidse Universiteit 1975-1980*, 1980, pp.127-128, F. F., In Memoriam Professor M. H. van der Valk, in: *Review of Socialist Law*, vol.4, no.1, 1978, p.304. *Album scholasticum: Academiae Lugduno - Batavae MCMLXXV - MCMLXXXIX*, Leiden: Leiden Universiteits-Fonds, 1991, p.171, Dr. Stephen S. Taylor and Marinus Spruytenburg ed., *Who's Who in the Netherlands 1962/1963*, Intercontinental Book and Publishing co., Ltd., 1962, p.719を参照。

⁽⁶⁸⁾ 陈玉堂編著『中国近现代人物名号大辞典』（浙江古籍出版社・1993）849頁に以下のようにある。梁啓雄（1900-1965）广东新会人（生于澳门）。字季雄、号述任（一作字）。曾先后肄业于南开中学、大学。1925年从兄启超在清华大学作助教、并刻苦自学。之后、历任东北大学、北平交大教师、北平图书馆馆员、燕京大学、辅仁大学、北京大学讲师、教授。去世前为中国科学院社科院哲学所研究员。著有《荀子束释》、《荀子简释》、《韩非子浅释》、《廿四史传目引得》、又有《哲匠录》、连载《营造汇刊》。

⁽⁶⁹⁾ PH. De Heer, A. F. P. Hulsewé, A Bibliography, in: W. L. Idema and E. Zürcher ed., *Thought and Law in Qin and Han China*, Leiden: E. J. Brill, 1990を参照。

くはMarius Hendrikus van der Valkであり、この著書以外の著作においては須らく著者名はM. H. van der Valkと表示されている。なおこの著書には陳垣による揮毫があり、そこには「荷蘭范可法著 中華民國親屬大法綱」とあることから、中国名は「范可法」としていたようであることがわかる。

その後1942年旧日本軍の蘭印侵攻とともにvan der Valkは捕虜となり、終戦までタイの収容所での生活を余儀なくされた。苛酷な状況下に置かれた彼は健康を害してしまい、生涯にわたってその影響が残ったようである。その後1947年9月にインドネシア大学の中国学部門の立ち上げとともに教授として招かれ、1948年より講義を開始している⁽⁷⁰⁾。とはいえ折しもインドネシア独立戦争のただ中であり、健康上の問題もあって彼は帰国を決意したようである。1950年9月16日、ライデン大学財団(Leids Universiteits Fond)による中国法及び法制史の特任教授(Bijzonder Hoogleraar)としての招聘決議を受け⁽⁷¹⁾、1951年3月16日、彼は勅令を以てライデン大学法学部に着任する。就任記念講演は5月25日に*De regel nullum crimen sine lege en het Chinese recht*〔罪刑法定主義規定と中国法〕と題して行われた。

彼が誰の推薦を受け、またどのような理由で着任したのかは関係資料も少なく明らかではない。van Vollenhovenは1933年に既に没しているため、その推薦によるものではない。この時期にライデン大学に教員として在籍し国際私法の立場から華僑・華人問題を扱った人物にはRoeland Duco Kollewijn⁽⁷²⁾がいる。Kollewijnは1892年Amsterdam生まれ、1938年にライデン大学法学部教授に就任し、蘭印の民法、国際私法、法制史を担当、就任講演は*Interregionaal en internationaal privaatrecht*〔准国際私法及び国際私法〕と題して行われた。1955年10月に依願退職している。van der Valkの就任までに中国法を扱っていたこともあり、一定の関係はあったかもしれない。ただおそらくはvan der Valkの師であったDuyvendakからの後押しのものである。

⁽⁷⁰⁾ Wilma Fairbank, News of the Profession, in: *Far Eastern Quarterly*, vol.8, no.4, 1949参照。

⁽⁷¹⁾ ライデン市文書館(Regionaal Archief Leiden)にはライデン大学財団関連の文書資料が所蔵されており、その中には特任教授(Bijzondere leerstoelen)に関する資料も残されているが、残念ながらその中にはvan der Valkに関する人事資料は含まれていなかった。なおライデン大学財団についてはWillem Otterspeer, *Een welbestierd budget : honderd jaar Leids Universiteits-Fonds 1890-1990*, Leiden: Leids Universiteits-Fonds, [1990]を参照。

⁽⁷²⁾ 履歴につきJ.H.A. Logemann, Biography of Roeland Duco Kollewijn, in: *Nederlands Tijdschrift voor Internationaal Recht*, vol.9, 1962, C.W. Dubbink, Roeland Duco Kollewijn (7 December 1892 - 1 September 1972), in: *Jaarboek 1972: Koninklijke Nederlandse Akademie van Wetenschappen, 1972*, In memoriam Roeland D. Kollewijn, in: *Nederlands Tijdschrift voor Internationaal Recht*, vol.19, 1972参照。

方が、可能性としては大きいのではなかろうかとも推測される。

van der Valkはその後1965年3月18日に正教授（Gewoon Hoogleraar）に進み、中国法及び中国法制史の研究を精力的に続けた。晩年、1978年6月18日、来る9月1日付の退職が認められたが、6月27日、Amstelveen（Amsterdam南郊）にて70歳の生涯を閉じることとなった。

さて、以下では彼の作品を年代順に概観し、その作風及び関心の所在の変遷について初歩的な整理を試みたい。なお彼の作品については巻末に一覧【資料1】を付したので、詳細な書誌情報についてはそちらを参照されたい。

2. 最初期の研究

M. H. van der Valkの名が現れる最初期の文献としてはNederlandsch instaat-erfrecht buiten Europa〔欧州外におけるオランダの無遺言相続法〕なる論文がある。欧州外の地域、この論文は蘭印、南アフリカ（旧オランダ領ケープ植民地）、スリナム、キュラソー、シント・ユースタティウス（以上、旧オランダ領アンティル）、西インド会社所有地、旧オランダ領セイロンにおける18世紀までの無遺言相続の状況につき分析を加えたものである。ただ発表年が1929年であり、van der Valkの作品だとすると20歳前後、まだ学生であった時期の作品となり、論文を執筆するには若すぎるため彼の作品ではない可能性もあるが、植民地における無遺言相続という、後に華僑・華人を巡っても大きなテーマとなる素材が扱われている。

van der Valk自身オランダのインドネシア統治において華僑・華人問題に携わったものであり、1936年にはDe rechtspositie der Chinezen in Nederlandsche-Indië〔蘭印における中国人の法的地位〕と題する論考を発表している。これから検討するように、彼は後々、より強く中国本土の法制へと引き付けられてゆくことになるが、その根底にはやはり蘭印における華僑・華人問題があり、本稿において見たようなオランダ「中国」法学の展開を前提として受け取っていたことは認めてよいだろう。

さて、van der Valkの初期の作品においては、まずオランダ語で論文が発表された後に、手が加えられ改めて英語で発表されるという形態の論文が見られる。彼の論考は（オランダ語のものが散見されるものの）その多くが英語で執筆されている

のが特徴的である。それまでのオランダ「中国」法学の論考がほぼ例外なくオランダ語で書かれていたのとは大きく異なる。おそらくは師であったDuyvendakの影響も大きかったものと思われるが、英語で発表され、かつ著名な雑誌であった*Pacific Affairs*⁽⁷³⁾や*Monnumenta Serica*⁽⁷⁴⁾に掲載されたことによって多くの読者を獲得し得たものと思われる。

こうした論文の一つがDe ontwikkeling van het beginsel der vrijheid van huwelijk in China即ちFreedom of marriage in modern Chinese lawである。同論文では近代中国法における婚姻の自由の原則の発展過程が、特に旧来行われてきた祖父母・父母（ないしはその他親族）による主婚権との関係を軸に述べられている。そこでは大理院の判例・解釈例を素材としながら法院による新たな準則の定立過程が順を追って整理され、時々の民法草案との関係にも目配りされた記述が置かれている。また大理院と南京政府期の最高法院の性格の違いについての言及など興味深い視点も多く含まれている。

van der Valkの興味の関心は彼自身“development of new ideas”なり“evolution of the principle”という言葉で表現する通り、民国における新たな法準則の定立過程であった。一方で彼は立法者や法院によって定立された法準則がどの程度まで実地に適用されたかは措くとしている。彼自身の興味は実態と法との関係という問題よりは、少なくとも立法者や法院は何をしたかったのか、その過程を見ることにあったとすることができるかもしれない。この論文自体もひたすら過程を追ったまま1936年末の状況に言及し終了する。

さらに論文Het nieuwe Chineesche strafwetboek即ちThe new Chinese criminal codeでは、1935年新刑法の成立過程が整理され、応報刑論と社会防衛論、1929・30年制定の中華民国民法との関係、教唆犯、流刑復活の可否、私権剥奪、保安処分⁽⁷⁵⁾等を巡る当時の議論が1928年刑法との異同も含め手短かに紹介される。そのうち保安処分については節を改めて新刑法各条に関する解説が置かれ、少年犯罪と責任能力、

⁽⁷³⁾ 太平洋問題調査会 (The Institute of Pacific Relations) の機関紙として刊行されたもので、van der Valkが論文を公表していた当時の編集長はかのOwen Lattimoreであった。

⁽⁷⁴⁾ 当時北京の輔仁大学で刊行されていた。詳細は古勝隆一「華裔学志研究所訪問記」(同氏ブログ「簡齋 古勝隆一讀書室」(<http://kogachi.wordpress.com/>)所収、2013年3月10日投稿記事、最終閲覧2014年10月28日) 参照。

酩酊者、心神喪失者、麻薬中毒者による犯罪、強制治療、保護観察等を巡る議論が紹介される。さらには有夫和姦の条文を巡る議論も紹介されている。

その後発表されたThe revolution in Chinese legal thoughtはこれよりも後の論文に関連する論点を多く提示する。例によってほとんど註釈がないが、参考にした学者の名前が末尾に掲げられており、中国思想の解釈につきHackmann、⁽⁷⁶⁾伝統的な中国の法典につきErnest Alabaster、法家につきDuyvendak、その他Jean Escarraの著作も参考にしたと記されている。うちDuyvendakについては特に“my teacher”と書いており、師弟関係がここからも確認できる。Duyvendakは1928年に『商君書』の翻訳*The Book of Lord Shang*, London: Arthur Probsthainを発表し、法家研究の一翼を担っていたのである。

論文では、中国思想においては全体の調和 (universal harmony) 及びその平衡の保持が重視され、所謂天人合一的な発想から個人よりも社会に重きが置かれることになるとし、以下の印象的な部分が導かれる。

“This philosophy was based on a system of correspondences or mutual relationships: between heaven and earth, between human society and human individuals, and between one individual and another. Phenomena were not connected in a time sequence, following a line of causation, but were joined together in a uniform way along parallel lines. Each part of the system was therefore integral and always dependent on and closely connected with every other integral part. The resultant picture of the universe was kaleidoscopic and had no perspective; all things were in the same plane and mutually corresponded. The lines on which the universe was organized did not converge, as in modern science, in the focus of the human mind, but ran parallel in the same plane, not separated by time and with each part displaying all the essential elements of every other part.

⁽⁷⁵⁾ 保安処分を巡る議論の詳細については久保菜莉子「中華民国刑法改正過程における保安処分論議」(東洋学報93-3・2011)を参照。

⁽⁷⁶⁾ 論文末尾にはProfessor Hackmannとのみ記されているが、おそらくは宗教学者として知られるHeinrich Friedrich Hackmann (1864-1935)のことと思われる。アムステルダム大学で宗教史を講じていたのでProfessorと呼んだのであろう。中国関係では*Chinesische Philosophie*, München: E. Reinhardt, 1927などの著作がある。

Such a system of thought was necessarily casuistic, because of the impossibility of deriving general theories from specific cases when any given part of the system had to contain all the characteristics of all other parts. Analogy was the favorite line of argument, the factor of time being easily dispensed with, and the system therefore was inherently static. For lack of the idea of time, the category of causation, regarded as the connection of events separated in order of time in such a way that one is necessarily followed by the other, was also superfluous. This led to curious consequences in the legal system, one of its corollaries being a disregard for the positive written law. A disturbance in a man's life meant a disturbance in the universe, and accordingly his punishment had to satisfy the unwritten laws of the universe, leaving little room for the application of positive law, which came to be regarded as a model of behavior rather than as an absolute standard.” (67-68頁)

制度としては必然的にcasuisticなものとなる、なんとなれば如何なる部分も他の全ての部分の全ての性質を含みこむべき（前段落の表現を借りれば互いにintegralな）状況下では、個別のケースから一般的な理論を引き出すことが出来ないから、としている。ここで彼がcasuisticというときに引き合いに出されるのは因果関係と時間概念（causation and time）の不存在である。よってthe unwritten laws of the universeが重要なのであって、成文法が適用されるという余地自体ほとんどない、という論が導かれている。特に引用部分の最後に登場するmodelという単語を巡っては後に論争が引き起こされることとなるが（後述）、ここで踏まえておくべきは、その単語がどのような文脈の下で出現しているかという問題であろう。

彼の議論ではさらに“there is no contrast between human law and the law of nature”とか、“There was no sharp distinction between morals and the law”（ともに69頁）といった表現が登場し、“Because punishment of the crime was of more important than identification of the evil-doer, personal responsibility was not a preliminary requirement for the punishment of a human being.”（70頁）との文章が登場する。いずれも、背後にあるuniversal harmonyの尊重（この表れとし

て、またこれを保つために機能するのが「礼』という要請から現れる特徴的な現象として説明がなされているとすることができよう。

そして彼の関心の中心は、近代的な法典編纂の過程において、いうならば罪刑“礼”定主義から罪刑“法”定主義への転換が図られた際に、旧来の社会における諸前提が残ってしまっているがゆえに引き起こされた様々な法的問題、例えば個人の責任・帰責というものが二の次にされてきたがゆえに責任主義の概念を巡って様々な問題が生じている様子、に向けられている。論文において過去は単なる話の枕として登場しているのではなく、民国の法に生き残ってしまっている様々な要素を洗いざらい指摘しようとする、そのような試みのもとにこの論文が執筆されているのではないかと思われるのである。

3. 博士論文から新中国成立まで

以上の流れを受けつつ一つの画期となるのが彼の学位論文であり主著とも言える *An Outline of Modern Chinese Family Law* である。同書については日本でも冒頭に述べた福島正夫の書評があり、さらにそれに先んじて清水金二郎による書評⁽⁷⁷⁾も発表されていた。そこにおいて清水は「著者が國家の進歩を助長する立法だと言ふに拘らず、果してかかる親族法が中國國民の實生活を規律する法律としての實効性を有するや否やにつき、それが進歩的法律であればある程、聊か疑惑の念を有せざるを得ない」(324頁)とし、法律の実態との乖離を問題として述べていた。このような視点は何も日本に限ったことではなく、F.H. Michael の書評⁽⁷⁸⁾にも表れている。彼もまた “Yet it is doubtful whether the statutes and the decisions of the highest court can be called the law “in force” in the sense in which that term would be used in Europe. A technical commentary on the Chinese Code does not cover the social validity and acceptance of the concepts it embodies…” (101頁) と述

⁽⁷⁷⁾ 東亞人文學報1-1・1941を参照。なお清水については九州大学産業労働研究所編『清水金二郎教授追悼論文集』(産業労働研究所報 第28/29号)(同研究所・1963)を参照。中国法関連の著作として『契の研究』(大雅堂・1945)、『滿洲地券制度の研究』(人文書林・1946)、中国関連の翻訳にO. Franke原著『支那土地制度論』(教育圖書・1941)、『支那滿洲民事慣習調査報告』(張源祥と共訳、大雅堂・1944)、J. J. M. de Groot原著『中国宗教制度(第一卷)』(荻野目博道と共訳、大雅堂・1946)が知られる。

⁽⁷⁸⁾ *Pacific Affairs*, vol.13, no.1, 1940参照。Michaelは当時Johns Hopkins Universityの教員であった。

べて現実との乖離を問題視し、例えばvan der Valkが中国におけるスイス夫婦財産法の導入を“unfortunate”であると述べながらその理由を語らない点についての不満を述べるのであった。

法典と実態の間に乖離があったとしても勿論それはvan der Valkの責任ではないのであるが、その問題に対して何も発言していないことについての不満が評者から寄せられたのであろう。しかしながら敢えてその問題を扱わず現行法の紹介に留まったとみることもでき、こうした姿勢はFrançois Théryの書評⁽⁸⁰⁾においては同書により転換期の中国における法的思考の進化を窺うことが可能となり、また一部現行法の解釈にも役立つものとして評価されている(704頁)。

現在あまり引用されることはないかもしれないが、当時の判例・解釈例、また民法草案等を素材とし、その時系列的な変化の中から旧来の法準則ないし新規の法準則の盛衰・消長の関係を追跡するという研究手法自体、van der Valkによって既にここで試みられているのであって、現在の研究者が同様の手法を用いるのであれば勿論、これとは異なる研究手法を用いるにあたって、同時題研究でありながらも先行研究として引用されるべき内容を含むというべきである。まして全く同じ素材、研究手法に終始するのであれば、彼の研究を一步も超えていないということになるであろう。他方で法の実効性、現場・実態との関係よりも、まずは法制度の設計者たち(立法者・法院=裁判官)が何をどうしたかったのか、ということに興味を持ったがゆえに、逆に言うと現場・実態に興味を持つ人々からはやや退屈に映る形となってしまったのかも知れない。

同書に関しては中村茂夫も別の側面から議論を起こしている。⁽⁸¹⁾中村が問題視したのは即ち「伝統中国では法は一つの模範・雛形に過ぎず、実効性に乏しかったとするもの〔註：学説〕であり、今日においてもかなり支配的であるように思われる」ことであった。彼の批判の主な対象はEscarraであるが、van der Valkについても「法

⁽⁷⁹⁾ 清末から中華民国における夫婦財産制の導入過程については前掲拙稿「中華国民民法に至る立法過程の初歩的検討」参照。

⁽⁸⁰⁾ *Monumenta Serica*, vol.4, no.2, 1940参照。François ThéryはDroit Chinois Moderneシリーズによって多く中国法の欧語翻訳や関連の研究を刊行したことで知られる。

⁽⁸¹⁾ 中村茂夫「伝統中国法=雛形説に対する一試論」(新潟大学法政理論12-1・1979、同英語訳はShigeo NAKAMURA, Was Traditional Chinese Law a Mere Model?, in: *International Journal of Asian Studies*, vol.1, no.1 and 2, 2004)参照。

はそれに従って他の事件が解決され得る雛形(model)と常に看做された。…この観念は更に、成文法は必ずしも常に適用されたのではないということを含んだ。成文法は或状況下で従わべき雛形に過ぎず、それだけでは何の拘束力も持たなかった。」(110頁)と説く箇所につきその論述の多くをEscarraやGranetに依拠していることを推定し、Escarra同様に問題としている。中村はその説が島田正郎や田中耕太郎の著述に引用される形で影響を与えてしまっていることも問題としている。

しかし、Escarraはともかく、van der Valkの作品群を通読して明らかなのは、中村が所謂「雛形論」として攻撃した話題がさほど主要なものとして幾度も取り上げられているわけでもないということである。中村が言及した*An Outline of Modern Chinese Family Law*の該当箇所は確かに「筆の洩り」と言わざるを得ないような過度な強調が見られるものの、他の論考ではそれほど強調される論点ではそもそもなくなっているのである。

Modelという語が登場する箇所としては例えば先に見たThe revolution in Chinese legal thought論文がある。ただそこでの“positive law, which came to be regarded as a model of behavior rather than as an absolute standard.”というくだりは若干文脈を異にするようにも思われ、またこのmodelという語自体、後で見ると「実現されるべき理想」という文脈において考えると、「雛形」という訳語自体多少文意のずれを含むようにも感じられ、「雛形」という訳語をあてること自体の当否という問題も浮上する。中村の起こした議論は有意義であったが、それ以外の議論が並行して存在する可能性もあったという点は、注意されて良いであろう。

その後日本においては中村が提起した議論のうち法＝雛形説よりも、紛争の民間処理説を巡る問題のほうが欧米学者をも含めた大論争へと発展してゆくが、この展開の中からいつしかEscarraやvan der Valkの業績全体が(半ば見る価値のないものとして?) 背景へ退いてしまったような感がないわけでもない。もしそうであるとすれば未だ検討されていない多くの問題が見過ごされていることになり、大変に勿体ないことである。

さて、*Interpretation of the Supreme Court at Peking, Years 1915 and 1916*で

(82) 高見澤磨「調停から見る中国近世・近代法史」(川口由彦編『調停の近代』(勁草書房・2011)所収) 254頁註2を参照。

は、大理院解釋例（統字第195号～559号）の英語訳が行われている。前文冒頭において“The present work was started in 1946, after the war, during which my whole library was lost”との痛切な書き起こしに始まり、郭衛『大理院解釋例全文』（第4版・1931）及びライデン大学に残されていた『政府公報』に拠った翻訳であることが紹介されている。『大理院判例要旨滙覽』については既にEscarraがそのフランス語訳（及び訳註）を刊行していたが、解釋例については網羅的な欧語訳がなかったため、解釋例の中でも一つの画期となる民国4年から5年分を訳出したと書かれている。

Escarraは刊行後しばらくしてから書評を発表し、中国における成文法（書かれた法）の実施の度合いについては不確定としつつ、他方で判決例や解釋例が現実の紛争を体現するものであることを指摘し、旧来こうした判例等が充分には翻訳されてこなかったことを問題としている。Boulais, *Manuel du code chinois*における『刑案滙覽』の翻訳やEugène Valette⁽⁸³⁾の博士論文、F. Théryの訳業などの例を挙げた上でEscarraは、これら中国文明の異なる段階に関連する諸資料の比較検討によって中国における法的論理の一般的特徴のいくらかを明らかにし、西洋的な概念による立法が中国では人工的な産物であることを示すことができるとしている（66頁）。

さらに後になってからE. Krokerも、民国法制を顧みるには必携の文献と指摘しつつ6頁に亘る書評を寄せている。民国期において伝統にとらわれた精神が法の新たな概念に徐々に服してゆく様相が明らかになるわけだが、それは中国が、自身のそれよりも優れていると考えられたから西洋法を受入れたのではなく、第一に政治権力へと進む道において不可欠の手段と考えられたからだという視点が提示されるのは興味深い。

van der Valkとしてはこの解釋例の訳業を続ける気持ちもあったのかもしれないが、同書が刊行された1949年、インドネシアは独立し、また中国本土でも中華人民共和国が成立することによって、研究環境・研究対象の双方が大きく変化することとなった。その後彼自身、先に述べたようにオランダ本国へと帰国し、ライデン大学法学部の特任教授に就任することとなる。

⁽⁸³⁾ *Essai sur l'influence des notions de famille et de class dans le code et la jurisprudence criminelle des Ts'ing*, 1950を指すものと思われる。

4. 新中国成立後の研究

続いて発表された *Problemen der rechtshervorming in China* [中国における法改革の諸問題] では、van der Valk は清末の近代的法典編纂運動の発端となった新政開始の詔から説き起こし、中華民国から共産党政権に至るまでの中国の法改革の歴史を通覧している。旧来の中国法の特徴として彼自身が幾度も説いてきたところの、自然秩序の調和が第一とされること、個人の人格に注意が払われないこと、制度自体が *casuïstisch* であること、因果関係や有責性という問題が扱われないこと、また関係性（尊卑長幼、五倫等）が重要視されること等が提示されている。従って刑法は第一に現存の世界の秩序ないしそれについての認識の維持を行うものであって、引き起こされた行為につき責任のある個人を罰するということが刑法の基本的な支柱となっているのではない（*Het strafrecht handhaafde in de eerste plaats de bestaande wereldorde of de begrippen daaromtrent; bestraffing van een verantwoordelijk individu voor een door hem begame daad was niet de grondpijler daarvan.*、135頁）とされている。

沈家本による改革やその後の礼法論争も順を追って整理紹介されるが、van der Valk が常時注意しているのは各個人の人的な責任（*de persoonlijke verantwoordelijkheid van het individu*）の概念である。それ自体沈家本ら改革派の出発点であったとされ、また因果関係及び責任（*causaliteit en schuld*）という新しい概念が民国期大理院において徐々に実現され、大理院自体がこうした新しい概念体系に及び腰な下級審を指導してゆく様も紹介される。多くの判例が引かれるのだが、いずれも出典情報を欠くため俄かに情報源を確定し難いのが残念ではある。

続いて民事法関連も扱われているが、ここでも新たな概念のうち個人の自由（*individuele vrijheid*）が強調されている。様々な関係から解放された個の成立ということに注意を促しているように思われる。公共の利益（*openbaar belang*）や「家」を巡る問題への法の介入（*rechterlijke tussenkomst in familiezaken*、家事審判か？）といった概念の導入過程についても紹介がなされている。流れは北洋政府時期の（無夫姦の議論を含む）揺り戻しや南京政府時期の立法へと進められ、この時期の社会変動（旧来の農業社会に加えて工業社会の勃興）という要素にも注意を向けつつ、それでも旧来の制度が一定程度残存してゆき、それらが共産中国の諸政策・

立法によっても俄かには消滅せず、新たな価値観はそうやすやすと理解されたわけではなかったことが説かれている。

*Conservatism in Modern Chinese Family Law*はvan der Valkの博士論文に続く第二の単著である。利用可能な資料については相当限られていたようであり、中華人民共和国の状況については潘朔『新社會的戀愛與婚姻』（智源書局・1949）所収の文献及びその他資料⁽⁸⁴⁾に拠っている。当時の中国の政治的状況や彼の健康状態から言って、中国本土に長期滞在して資料収集を行うことなど不可能であったろうし、止むを得ないことである。勿論それまでに得られた中華民国法制の知見については論文の基礎として十分に生かされている。内容は序論、家族関係と婚姻の禁止、家、重婚、童養媳、婚姻年齢、女性の典売、結論という構成で論が進められている。

同書に関してはKrokerも書評を書いているが、より強烈な批判が複数投げかけられた。一つはGisela von der Trenckによるものである。同書評はvan der Valkが多くの中国語資料を駆使しながらも、新しい中国の「司法（Judikatur）」を把握することには明らかに成功していないとした上で、中国における「活きた法」についての正確な像を描くことができないにせよ、このような状況下での法の意味について問いを投げかけるにせよ、André Bonnichonがvan der Valkよりも少し前に描いた、Orwell的な性格を帯びた像よりはまだしも、な印象であるとしている。「オーウェル風の」とは組織化され人間性を失ったような、ということであろうか、André Bonnichonが新中国下において反革命罪の汚名を着せられ逮捕投獄された後に執筆された*Law in Communist China*⁽⁸⁵⁾が念頭に置かれているものと思われる。

方法論的にさらに手厳しい批判を浴びせたのはH. McAleavyの書評である。同書評は書籍の紹介もそこそこに、日本における中国法学が提起した問題を延々と提示

⁽⁸⁴⁾ 晋察冀邊區婚姻條例、「新民主主義的婚姻制度」のうち「條例的重要解釋」、「北平人民政府民政局婚姻問題答問」、「訂定婚約和廢除婚約（天津市人民法院）」、有關婚姻法施行的若干問題、有關婚姻問題的若干回答（中央人民政府法制委員會）。末尾にAppendixとして英訳のみが収録されている。ただ晋察冀邊區婚姻條例については収録頁数に176-181とあるが153-157の誤り、有關婚姻法施行的若干問題については新華月報1951年8月号とあるが1950年8月の誤りである。有關婚姻問題的若干回答は『中華人民共和國婚姻法』（重排十二版、1953）から引用されているが、同版から先の有關婚姻法施行的若干問題が削除され、代わりに追加されたものようである。

⁽⁸⁵⁾ André Bonnichon, *Law in Communist China*, The Hague: International Commission of Jurists, [1956?] 参照。Bonnichonは震旦大学（Université Aurore）の法学部長であった。同書後半に収録される逮捕投獄時の彼の証言は（これでも控えめな叙述なのであろうが）新中国設立当初の“司法”の実態の一面を垣間見ることができる。International Commission of Juristsによる出版物であることにも留意されたい。

する。即ちかの『中国農村慣行調査』において平野義太郎が「さらに中国における法律を研究する學徒も、漢律から中華民國の六法にいたるまで、それらの法律が縣以下の郷村のなかに、いかに实效性をもつ法規範として遵奉されているか、逆にいいかえれば、農民の生活意識を規律する生きた法律は何んであるかを探求せずに、ただ條文を解釋するにとどまった。エスカラ「中國法」(一九三六年。谷口知平譯(昭和十一年))もその例外ではなかったし、國民政府行政委員會「浙江・江蘇・雲南・陝西農村調査」(民國二十三年)⁽⁸⁶⁾も不十分であった」と述べた個所に触れ、次いで中国經濟史研究で知られる宮下忠雄の論文The silver tael system in modern Chinaにおいて、実現されるべき理想の制度としての政府の通貨制度と、現実に人々がその中で生きている民間の通貨制度の併存・対立関係が説かれる箇所を引用し、同様に国家の成文法が多かれ少なかれ「理想の表明」にとどまり、現実の制度と切り結ばないということも十分に想定できると注意を促す。

さらには我妻榮が「然し法學教育も未だ普及せず法院の組織もなほ完備しない中國でこの法律が果してどの程度まで社會の實際生活を支配して居るかは甚だ疑問である。中國の社會に於ける所謂「活きた法律」を明にする爲めには社會の法的慣行を調査する必要あることは勿論であり、或ひはこの方が現在の中國にとつて民法典の研究よりも一層の緊要事と考へられるかもしれない⁽⁸⁷⁾」とした文章が引用され、その一例として「典」の話が紹介されるのである。

これにLone LiangやF. T. Chengといった中国人法學者達の議論、即ち中華民國法が実際の効力を有しており、さらには大理院が判例法により法の不備を補ってきたことを肯定的に評価する立場が日本のそれとは相容れないものとして対置され、もし西洋人が中国人側の立場に立つならば話は簡単で、完成された法典を扱えば済むものの、日本側の所謂「活きた中国法」を探る立場については、多くの法実務家

⁽⁸⁶⁾ 中國農村慣行調査刊行會編『中國農村慣行調査』第一卷(岩波書店・1952) 6頁。

⁽⁸⁷⁾ 我妻榮『中華民國民法總則』(日本評論社・1946) 3-4頁。

⁽⁸⁸⁾ 梁龍(1894-1967)のこと。履歴は陳玉堂編著『中国近現代人物名号大辞典』(浙江古籍出版社・1993) 847頁、徐友春主編『民国人物大辞典(増訂版)』(河北人民出版社・2007) 下冊1716頁参照。

⁽⁸⁹⁾ 鄭天錫(1884-1970)のこと。履歴は外務省情報部編纂『現代中華民國滿洲帝國人名鑑(昭和十二年版)』(東亞同文會業務部・1937) 409-410頁、Howard L. Boorman ed., *Biographical Dictionary of Republican China*, Columbia University Press, 1967-1979, vol.1, pp.275-278参照。その他楊孔鑫「追念鄭天錫先生」(傳記文學18-1・1971)、高君湘「悼念鄭天錫大使」(傳記文學20-1・1972)などがある。

にとってはさほど魅力的に映らないかもしれないが、民国に暮らした大半の西洋人はこちらの方を是とせざるを得ない、と説くのである。しかもこの問題がvan der Valkの書籍において扱われるべきであった、とするのである。

McAleavyの書評はその大部分の紙幅を上記の研究姿勢の対立問題に割いており、ともするとvan der Valkの書籍内容の紹介はほとんど消し飛んでしまっているような感覚を受けるが、大変に興味深く枢要な指摘である。この書評がどれほど広く読まれたものか俄かには判じ難いが、世界の中国法制史学の潮流の一大転換点をうまく捉えた文献と評価することができるであろう。

この書評が提示する問題は、現在の中華民国法研究へも示唆を与えうる。日本においては戦後、書評にあるような「活きた中国法」への関心が主となり、ともすると中華民国の立法やその立法過程への関心が後景に退いてしまい（さらには敗戦後植民地を喪失し、かつ中国本土を現実的に占領・支配していた状況が消滅したため、現実問題として中華民国法に関わる「実務」上の需要がそもそもなくなったということも大きいのであろうが）、十分な研究がなされてこなかったが、そうした潮流が生まれた原点としてこの書評において展開されたような学術史を踏まえ直すことが必要となるように思われる。

かたや民国期の中国人学者によって書かれたものを扱うに際しての重要な問題も提示されている。Lone LiangやF. T. Chengは第一線で活躍した外交官であるということもあり、不平等条約の撤廃という重い課題を背負う中で、仮に目についても、当時の立法の不備や不完全さを殊更に自ら強調し、その印象を貶めることはできなかったであろう。いわば自国の法制を弁護する立場に立たされたのが中国人法学者であったのであり、現在の学者はその背景を十分に踏まえて彼らの手による文献を利用する必要がある、かつまた逆に言えば、当時の中国人法学者たちが当時の民国法を完璧なものとして必死に宣伝したその活動を再構成する資料としてこれら論文を利用することも可能になるわけである。

5. 後期の諸研究

この後van der Valkは本格的に中華人民共和国法制の研究に着手することとなる。基本的に中心となったのは家族・相続法の分野であった。The registration of

marriage in communist Chinaは中華人民共和國法制における婚姻登記についての論考であり、『中央人民政府法令彙編』に収録された諸法令を基本資料としながら同制度が紹介される。またDocuments concerning the law of succession of foreigners in communist Chinaでは、『中華人民共和國民法資料彙編』（中國人民大學民法教研室編輯・刊年不明）から関連する法令の英訳が試みられている。

Chinaと題される論文は東欧と中国の相続法という特集の一記事として書かれたもので、1950年代の中華人民共和國における相続法について、『中華人民共和國民法資料彙編』、中国人民代表大會常務委員會办公厅研究室「有关继承问题的参考资料」、史怀璧『略论我国继承制度的几个基本问题』（法律出版社・1957）、中央政法干部学校民法教研室編『中華人民共和國民法基本問題』（法律出版社・1958）などの中国語文献、及びその他旧来からの欧文文献に拠りながら解説が行われている。

これと対をなす形で執筆されたのがThe law of succession in Chinese lawであり、主として新中国成立以前の中国の相続法についての考察が行われる。内容の大半は無遺言相続(Intestacy)にあてられており、中華民国期の習慣調査結果を集約した『民商事習慣調査報告録』⁽⁹⁰⁾（司法行政部・1930）内の情報を大量に用いながら分析を行っている。『民商事習慣調査報告録』はvan der Valkの戦後の研究において本格的に用いられるようになるが、なぜかその版本は原典ではなく日本が旧満洲国において刊行した中華法令編印館編譯『中華民國習慣調査録』（同館・1943）である。勿論旧来通り解釈例も論拠として用いられている。

それ以外には外国人からみた中国、という主題に関連する論考が散見される。La statut des étranger en Chineは彼の論文中では珍しいフランス語のものであり、中国における外国人の地位につき全時代を通観する。中には桑原隲蔵の蒲寿庚に関する研究、仁井田陞『中國法制史』（岩波書店・1952）やそれに引用される中田薫「唐代法に於ける外國人の地位」（同『法制史論集』第三卷下、岩波書店・1943）など日本の業績も、Hulsewéからの紹介という形で言及されているのが印象的である。

またAssimilation and Chinese Lawでは、漢民族とそれ以外の民族の間に生じた「同化」が中国法に与えた影響について考察が行われており、van der Valkの作品

⁽⁹⁰⁾ 『民商事習慣調査報告録』については拙稿「『民商事習慣調査報告録』成立過程の再考察——基礎情報の整理と紹介」（中国——社会と文化16・2001）参照。

の中では異色の論文である。具体的には清や元といった異民族王朝が取り上げられ、通婚と身分の問題、土地取引の問題等を素材としながら影響関係が論じられている。対象は中国内の苗族、揮（シャン、傣）族、また民国期のチベットへも及び、それら民族地域の中国からの分離脱退（secession）の権利の変遷についても記述が置かれている。惜しまれるのは註釈が一切付されていないために情報の出典がたどりづらくなっていることである。

その後には財産法に関する主題が手掛けられる。Movable and immovable and connected subjects in Chinese lawでは動産と不動産の別につき、仁井田陞『中国法制史研究』（東京大学東洋文化研究所・1960）所収の「中国売買法の沿革」において唐律疏議をもとに動産・不動産の別があったとする説が引かれつつも、同説は一般化できるものではないとして否定的な見解が示される（van der ValkはこれをHulsewéから紹介されたとしている）。これらを端緒としながら、清末以降の立法の中でこの区別がどのように扱われてきたのかが整理され、関連して譲渡・引渡、占有、抵当と質が扱われる。その後彼は北洋政府期の立法に説き及び、取得時効や典の問題が扱われたあと中華民国民法、最後には中華人民共和国における取扱に言及する。ここでも明示的に『民商事習慣調査報告録』からの引用がある。論文中で重要な論点として取り上げられた担保の問題は、次のSecurity rights in communist Chinaにおいて扱われる。そこでは抵当、典、質、典当業等の中華人民共和国期の状況が主として『中華人民共和國民法資料彙編』に収録される諸資料から分析されている。

法制史にも関連する論考としてVoluntary surrender in Chinese lawでは、懲治反革命条例等における自首の問題を議論の端緒としながら、清代、中華民国期、中華人民共和国期における状況が順を追って検討されている。うち清代については『讀例存疑』や『大清律例通考』による律文の検討に加えて『刑案匯覽』所収の案件が紹介される。

Previous Chinese legal language and communist legal languageでは、近代以降の中国法の術語について考察が行われる。基本的には日本法からの多大な影響を受けながらも日本語が使われなかった例も存在し、そこで用いられた旧来の中国語が時には旧来と異なる意味や新たな意味を賦与されて新たな法律用語となってゆく様

が扱われる。共産中国においては人民に馴染みやすい用語を追求した結果、難解な法律用語に替えて旧来の用語が用いられることによって、逆に旧来の意味合いが残存してしまう側面もあったことなどが紹介されている。

Custom in modern Chinese private lawでは清末以降の民事法典編纂における慣習の問題が扱われる。著名な中華民国民法第一条における「法がなければ慣習に、慣習がなければ条理に拠る」の法理が紹介され、法に反する慣習が法院によって認められなかったことが示される。勿論これは司法機関における法運用の平面では法に反する慣習というものが認められていなかったということであって、彼自身が民国期の法曹が一体何をどのようにしてきたのかということに第一の関心を持っているとするならば、逆にそこにとどまっていることは大変理解しやすい。

次いでこれに関連して民国初期から強制条文と任意条文の別が生まれてきたことが紹介され、また公序良俗との関係についても述べられる。公序の名のもとに新たな秩序観が導入されたことについても紹介が行われている。また慣習と「慣例」「習俗」との差異についても言及が行われるなど、「慣習」と関連を有する要素についての叙述から、翻って「慣習」の語の定義が行われてゆくことになる様が紹介される。

行論で大変興味深いのは、『民商事習慣調査報告録』についての言及が行われている個所である。彼は、南京政府期のある判例が商会等の半ば公的な機関によって提示された慣習の証拠を採用する⁽⁹¹⁾としたのとは対照的に、個々人の調査の集積である『民商事習慣調査報告録』は公的な権威を持つに至らなかったとしている。あくまで法を前面に出しそれに反する慣習を認めない当局の姿勢が、『民商事習慣調査報告録』を後景へと追いやったということなのかもしれない。当局がその近代的改変を強く意識した家族・相続法分野において慣習が認められた余地が（総則・債権・物権に比べ）少ないことがvan der Valkによって指摘されていることも、これに関連するといえる。

最末期の論文となったSuretyship in Chinaは伝統中国から民国期にかけての保証契約の問題を扱ったものであるが、そこではまず所謂「同居共財」の下で家の構成員が家産に対して負う「連帯責任」による保証、さらには個人が契約によって負う

⁽⁹¹⁾ François Théry éd., *L'Année judiciaire chinoise : 2^e 3^e et 4^e Années (1929-1931)*, Tientsin : Haute Études, 1934, pp.48-49参照。

責任が扱われ、続けて伝統中国における保証の問題、特に父子間の債務の保証につき、『民商事習慣調査報告録』を多く引用して叙述が進められている。

6. van der Valk以外の同時代「中国」法研究

van der Valk と同時期の「中国」法研究者として Marinus Johan Meijer (1912-1991) と Robert van Gulik (1910-1967) には触れておかなければならないであろう。

Meijerは1912年9月28日、オランダ中西部のZuid-Holland州Alphen aan den Rijn (ライデン東郊の街) に生まれ、ライデン大学において法学、中国文学・哲学を学んだ。1938年にはKantoor voor Oost-Aziatische Zakenに勤務、1947年にはインドネシア大学中国学部門の管理委員 (conservator) として赴任、1952年には自らも中国語の講師となっている。1955年からはオランダ外務省に勤務、北京に派遣され、次いで1958年には東京へ派遣されている。東京滞在は1961年までで、翌1962年には客員教授としてワシントン大学へ行っている。中国法のみならず中国文化一般を扱った論考も残しており、1991年2月18日、79歳にて没した。彼はその著 *Murder and Adultery in Late Imperial China*⁽⁹²⁾ の謝辞において滋賀秀三の名前を挙げており、また本人も1958～1961年を中心にその後も来日した経験もあることから、同世代の研究者との間に直接の交流があったことが推測される。彼の作品群については末尾【資料2】を参照されたい。van der Valkとはほぼ同世代、勤務先も重なっていたことから、相応の親交があったのであろう。Meijerの学位論文の主査を務めたのも van der Valk であり、その追悼文をMeijerが執筆しているのは偶然ではない。

van Gulikについては法学者の範疇に含めるかどうか議論があるかもしれないが、Gelderland州Zutphen生まれの彼は、その伝記の副題にもある通り外交官・作家・学者の三足の草鞋を履き、三度の日本滞在経験も有するなど多彩な活動で知られる。⁽⁹⁴⁾

⁽⁹²⁾ Dr. Stephen S. Taylor and Marinus Spruytenburg ed., *Who's Who in the Netherlands 1962/1963*, Intercontinental Book and Publishing co., Ltd., 1962, p.493参照。

⁽⁹³⁾ M. J. Meijer, *Murder and Adultery in Late Imperial China*, Leiden: E. J. Brill, 1991. なお同書への書評 (T'oung Pao, vol.77, no.4-5, 1991所収) の脚注において、Meijerが1991年2月18日に79歳で逝去したことが伝えられている。中国語名は「梅雅」であった。

⁽⁹⁴⁾ 伝記にC.D. Barkman en H. De Vries-van der Hoeven, *Een man van drie levens: biografie van diplomaat- schrijver- geleerde Robert van Gulik*, Amsterdam: Forum, 1993がある。

一般には唐宋期の公案に取材した小説「ディー判事（狄仁傑）シリーズ」で知られ、日本では早くも1951年には魚返善雄の手により作品『迷路の殺人』（大日本雄弁会講談社）が翻訳され、後に大室幹雄・松平いを子の手によりディー判事シリーズが三省堂から、また和邇桃子の手により数多くの作品がハヤカワ・ミステリ・シリーズとして出版されるなど、我が国でも広く知られた存在となっている。彼の蔵書は後にライデン大学のEast Asian Libraryに寄贈されている⁽⁹⁵⁾。

van der Valkの逝去後、ライデン大学法学部には彼の後任は置かれなかったようである。そもそもがライデン大学財団の発議による特任教授という地位であったこともあり、継続的に人事を行うことが難しかったのかもしれない。文学部ではvan der Valkの師であったDuyvendakの跡を継ぐ形で、van der ValkともつながりのあったHulsewéが1956年に中国語・中国文学の教授に就任し、彼が1975年に退任した後はWilt L. Idema（1944-）が継いだ。現在でもライデン大学には中国学の錚々たる大家が集結し、世界の中国研究の拠点の一つとなっている。

現在のライデン大学法学部ではVan Vollenhoven InstituteのJan Michiel Otto教授が現代中国法に関する幾つかの論考を発表し、その後彼の下で博士号を取得したBenjamin van Rooij教授が現在アムステルダム大学法学部において現代中国法を講じ、NCLC（The Netherlands China Law Centre）を中心に研究活動を行っている。中国法・中国法制史研究の一拠点として、今後もオランダ「中国」法学を担う存在となることが期待される。

⁽⁹⁵⁾ 自身も多く中国の公案に取材したミステリー小説を発表している有坂正三のホームページ「有坂正三の壺中天」（<http://asyouzou.seesaa.net/>）にもvan Gulikに関する記事が掲載されている（HP右下「ヒューリック」をクリック）。

⁽⁹⁶⁾ East Asian Libraryにはvan Gulik CollectionのほかHulsewéの蔵書も寄贈されている。詳細はEast Asian Library Blog（<http://eastasianlibrary.wordpress.com/>）を参照。

四 おわりに

蘭印を中心としたオランダ「中国」法学は、その担い手に多種多様な人材を抱え込んで展開していた。VOC時代の遺産も引き継ぎつつ、雑誌*RNI*（時にはさらに*De Indische Gids*や*Indische Weekblad van het Recht*を含め）をその議論の場の中心としながら、初期には通訳官・行政官が活躍し、オランダ中国学の権威であるSchlegelが一つの画期を為し、続くYoungが大清律例のオランダ語訳を提供し研究基盤の整備拡充が図られることとなった。大清律例を巡ってはその後もH. N. Stuartなどから様々な議論が提起されつつ、研究の基本資料の一つとして永く用いられて行くことになる。

その後法学者であったFrombergが登場し、それまで中国「法学」を牽引してきたYoungとの議論の応酬、またNederburghとの議論を通じた当時の慣習法を巡る議論との接続、adat法の大家であるvan Vollenhovenによる中国法への言及を呼び起こすなど、法学者による議論が本格化してゆくことになる。勿論通訳官・行政官も引き続き活躍し、Schlegelからde Groot、Duyvendakと続くオランダ中国学本体との連携も保ちつつ、van der Valkにとっての諸前提が形作られることになった。

こうした担い手たちの関心は、やはり圧倒的に華僑・華人の法的地位、さらにはその家族・相続法を巡る諸問題に集中していたといつてよいであろう。1848年、1854年、1917年の法整備によって、華僑・華人へと適用される法制が変化し、特に1917年法の施行を以て1919年に完全にオランダ法が適用されるに至るまでの間、家族・相続法の分野において何が法であるかについて曖昧さが残ったことは、こうした議論の関心の所在に大きく影響したものとすることができる。

以上のような諸前提を引き継いだvan der Valkは、蘭印における華僑・華人問題から出発しつつも、中国本土の状況にも大きな関心を寄せ、清朝や中華民国期の法制の紹介に多くの労力を割くこととなる。中国における近代的な法典編纂において当事者たちが目指した方向性、その実践課程、さらにはその中で旧来の法制がどのようになってゆくのか、その過程を克明に追うことが彼の仕事であった。素材としてはやはり蘭印における華僑・華人との関連もあってか家族・相続法がその中心を占めるとともに、その対象は刑事法や法思想へも広がってゆくこととなった。

インドネシア独立と中華人民共和国の成立という研究対象・研究環境の激変を超えて、van der Valkは中華人民共和国法制の研究を続行し、オランダ中国学の一翼を担うこととなる。その死後には講座が途絶えてしまうが、彼の同僚・友人達によってそれらは引き継がれ、現在もオランダに息づいているということができよう。

本稿ではともかくもオランダ「中国」法学の展開過程を概観することを第一の目的としたため、具体的にその担い手たち間でどのような議論が行われていたのかについてはごく一部のみを紹介するにとどまらざるを得なかった。今後の研究のための「地ならし」とどまったことを諒とされたいが、それにしても、オランダにおいて展開したこの「中国」法学の重厚さ、そしてそれがこれまでほとんど日本において紹介されなかったことは驚きである。彼らの議論の詳細を明らかにすることは挙げて今後の課題となるが、世界各地で展開した「中国」法学を総合的に捉え、その影響関係に目を配ることは、今後の中国法制史学にとって一つの大きな課題となるように筆者には思われる。

※本論文作成にあたり、W. J. Boot教授、Koos Kuiper氏、及びIIAS(International Institute of Asian Studies) から資料収集・閲覧等につき多大な助力を賜った。明記して感謝申し上げたい。

※本論文は科学研究費・基盤研究(C)(課題番号:26380010)の助成を受けたものである。

【資料 1】 M. H. van der Valk 著作目録

Nederlandsch intestaaterrecht buiten Europa [欧州外におけるオランダの無遺言相続法]
in: *Tijdschrift voor Rechtsgeschiedenis*, vol. 10, no. 2, 1929, pp.412-464.

Het nieuwe Chineesche strafwetboek [新たな中国の刑法]
in: *Indisch Tijdschrift van het Recht*, deel 141, 1934, pp.745-758.

(Review) Outlines of Modern Chinese Law, by William S. H. Hung (洪士豪)
in: *Pacific Affairs*, vol. 8, no. 3, 1935, pp.361-363.

The new Chinese criminal code
in: *Pacific Affairs*, vol. 9, no. 1, 1936, pp.69-77.

De rechtspositie der Chinezen in Nederlandsche-Indië [蘭印における中国人の法的地位]
in: *Koloniale Studiën*, 20e Jaarg. Inhoud no. 5 en 6, 1936, pp.13-30.

(Review) Chung Kuo Fa Chih Shih (History of Chinese Law) by Ch'en Ku-yuan (陳顧遠)
in: *Pacific Affairs*, vol. 9, no. 3, 1936, pp.466-468.

De ontwikkeling van het beginsel der vrijheid van huwelijk in China [中国における婚姻の自由の原則の発展]
in: *Indisch Tijdschrift van het Recht*, deel 146, afl. 3 en 4, 1937, afl. 9 en 10, 1937, pp.311-328, pp.415-436.

The revolution in Chinese legal thought
in: *Pacific Affairs*, vol. 11, no. 1, 1938, pp.66-80.

Freedom of marriage in modern Chinese law
in: *Monumenta Serica*, vol. 3, fasc. 1, 1938, pp.1-34.

An Outline of Modern Chinese Family Law (Monumenta serica monographs series 2),
Peking : sumptibus Henrici Vetch; Pekini : Universitas Catholica, 1939, 220p.

Review by François Théry, in : *Monumenta Serica*, vol. 4, no. 2, pp.703-706.

Review by F. H. Michael, in: *Pacific Affairs*, vol. 13, no. 1, 1940, pp.100-102.

Review by 清水金二郎, in: 『東亞人文學報』 1-1、1941

Review by 福島正夫, in: 『支那慣行調査彙報』

東亜研究所第六調査委員会学術部委員会編、東亜研究所、1942

(Review) *Éléments du droit civil chinois*. by François Théry
in: *Monumenta Serica*, vol. 5, no. 1/2, 1940, pp.492-493.

(Review) *Quellen zur Rechtsgeschichte der T'ang-Zeit* by Karl Büniger
in: *T'oung Pao*, Second Series, vol. 38, livr. 2/5, 1948, pp.339-343.

Interpretations of the Supreme Court at Peking, years 1915 and 1916 (Sinica Indonesiana 1),

Batavia: Sinological Institute, Faculty of Arts, University of Indonesia, 1949, 382p.

Review by Jean Escarra, in: *Sinologica*, vol. 3, 1953, pp.65-66.

Review by E. Kroker, in: *Monumenta Serica*, vol. 15, no. 1, 1956, pp.216-222.

De Studie der Sinologie in Indonesia

in: *Hari-ulang ke-50 Tiong hoa hwee koan* (椰城中華會館五十週年紀念刊), Djakarta, Tiong hua hwee koan, 1950, pp.21-22.

De regel nullum crimen sine lege en het Chinese recht : rede uitgesproken bij de aanvaarding van het ambt van bijzonder hoogleraar aan de rijksuniversiteit te Leiden op 25 Mei 1951 [罪刑法定主義規定と中国法：1951年5月25日ライデン大学の特任教授職受諾時の講演], Leiden: E. J. Brill, 1951, 39p.

Aantekeningen omtrent intergentioneel huwelijksrecht in China [中国における国際的な婚姻に関する法についての覚書], Uitgaven vanwege de Stichting voor Niet-westers Recht no. 5, Leiden: Brill, 1952, 61p.

Indonesie en China [インドネシアと中国]

in: *Schakels, Koninkrijk der Nederlanden Ministerie van Overzeesche Gebiedsdelen*, no. 60, 1952, pp.1-30.

Problemen der rechtshervorming in China [中国における法改革の諸問題]

in: *Indonesië*, 1953-1954, afl. 1, 2, 1954, pp.132-156, 199-208.

Conservatism in Modern Chinese Family Law

(Studia et documenta ad iura orientis antiqui pertinentia vol. 4), Leiden: E. J. Brill, 1956, 90p.

Review by E. Kroker, in: *Monumenta Serica*, vol. 16, no. 1/2, 1957, pp.492-494.

Review by Lionello Lanciotti, in: *East and West*, vol. 7, no. 4, 1957, pp.373-374.

Review by H. McAleavy, in: *The International and Comparative Law Quarterly*, vol. 7, no. 3, 1958, pp.625-630.

Review by Gisela von der Trenck, in: *Zeitschrift für Ausländisches und Internationales Privatrecht*, 23. Jahrg., H. 1, 1958, pp.181-182.

Review by H. Mca, in: *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, University of London, vol. 22, no. 1/3, 1959, pp.194-195.

(Necrology) Jean Escarra (1885-1955)

in: *T'oung Pao*, Second Series, vol. 44, livr. 1/3, 1956, pp.304-310.

The registration of marriage in communist China

in: *Monumenta Serica*, vol. 16, fasc. 1-2, 1957, pp.347-359.

Le statut des étrangers en Chine

in: *L'étranger : Recueil de la société Jean Bodin 9*, première partie, Librairie Encyclopédique, Bruxelles, 1958, pp.267-303.

Documents concerning the law of succession of foreigners in Communist China

in: *Nederlands Tijdschrift voor Internationaal Recht*, vol. 7, no. 2, 1960, pp.191-206.

China

in: *The Law of Inheritance in Eastern Europe and in the People's Republic of China: Law in Eastern Europe no. 5*, Leyden: Sijthoff, 1961, pp.297-364.

Review by Whitmore Gray, in: *Michigan Law Review*, vol. 60, no. 2, 1961, pp.251-258.

Assimilation and Chinese Law

in: *University of Toronto Quarterly*, vol. 30, no. 3, 1961, pp.286-298.

(Review) Legal Institutions in Manchu China: A Sociological Analysis by S. van der Sprenkel
in: *T'oung Pao*, Second Series, vol. 49, livr. 3, 1961, pp.224-227.

Movables and immovables and connected subjects in Chinese law

in: *Miscellanea (Law in Eastern Europe. No. 7)*, Leiden: Sythoff, 1963, pp.167-206.

Security rights in communist China

in: *Ost Europa Recht*, vol. 9, no. 3, 1963, pp.210-236.

(Review) Local Government in China under the Ch'ing by T'ung-tsu Ch'ü

in: *T'oung Pao*, Second Series, vol. 50, livr. 1/3, 1963, pp.288-290.

(Review) Erziehung und Politik im konfuzianischen China der Ming-Zeit by Tilemann Grimm,
Otto Harrassowitz

in: *Monumenta Serica*, vol. 22, no. 1, 1963, pp.339-340.

(Review) Das Dienstleistungs-System der Ming-Zeit by Heinz Friese

in: *Monumenta Serica*, vol. 22, no. 1, 1963, pp.340-341.

(Review) Law and Society in Traditional China. Le monde d'outre-mer, 1ère série, vol. IV by
T'ung-tsu Ch'ü

in: *Monumenta Serica*, vol. 22, no. 2, 1963, pp.533-536.

(Review) Ch'ing Administrative Terms. A Translation of The Terminology of the Six Boards
with Explanatory Notes (Harvard East Asian Studies, 7) by E-tu Zen Sun

in: *Monumenta Serica*, vol. 22, no. 2, 1963, pp.536-537.

Voluntary surrender in Chinese law

in: *Miscellanea II (Law in Eastern Europe. No. 14)*, Leiden: Sythoff, 1967, pp.359-394.

(Review) Chinesisches traditionelles Erbrecht unter besonderer Berücksichtigung südost-
chinesischen Gewohnheitsrechts by Klaus Mäding

in: *T'oung Pao*, Second Series, vol. 53, livr. 1/3, 1967, pp.208-211.

The law of succession in Chinese law

in: J. Brugman et al eds., *Essays on Oriental Laws of Succession (Studia et Documenta, ad iura*

orientis antiquae pertinentia, volume IX), Leiden: E. J. Brill, 1969, pp.92-127.

Review by Aaron Skaist, in: *Journal of the American Oriental Society*,
vol. 95, no. 2, 1975, pp.242-247.

(Review) Law in Imperial China by Derk Bodde, Clarence Morris
in: *T'oung Pao*, Second Series, vol. 55, livr. 1/3, 1969, pp.194-198.

(Review) Law in Imperial China. Harvard Studies in East Asian Law 1 by Derk Bodde,
Clarence Morris
in: *Monumenta Serica*, vol. 28, 1969, pp.471-474.

(Review) The Criminal Process in the People's Republic of China, 1949-1963: An Introduction
by Jerome Alan Cohen
in: *T'oung Pao*, Second Series, vol. 55, livr. 1/3, 1969, pp.198-199.

(Review) The Criminal Process in the People's Republic of China, 1949-1963: An Introduction
by Jerome Alan Cohen
in: *Monumenta Serica*, vol. 28, 1969, pp.474-475.

(Review) Strafrecht im alten China nach den Strafrechtskapiteln in den Ming-Annalen by
Frank Münzel
in: *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, University of London, vol. 33, no. 1,
1970, pp.223-224.

Previous Chinese legal language and communist legal language
in: *Monumenta Serica*, vol. 29, 1970-1971, pp.589-630.

(Review) Contemporary Chinese Law: Research Problems and Perspectives by Jerome A.
Cohen
in: *T'oung Pao*, Second Series, vol. 57, livr. 5, 1971, pp.337-339.

(Review) Kaufverträge im traditionellen China by Harro von Senger
in: *Bulletin of the School of Oriental and African Studies*, University of London, vol. 34, no. 3,
1971, p.640.

Custom in modern Chinese private law
in: *Monumenta Serica*, vol. 30, 1973, pp.220-258.

Suretyship in China
in: *Les sûretés personnelles : Recueils de la Société Jean Bodin pour l'Histoire comparative des
Institutions, vol. 28*, première partie; Synthèse générale civilisations archaïques, antiques
islamiques et orientales, Bruxelles, 1974, pp.423-471.

Modern Chinese Documents

A privately printed book (?), [no date of publication], 12+45p.

【資料 2】 M. J. Meijer 著作目録

The Introduction of Modern Criminal Law in China

Proefschrift Universiteit van Indonesië (Djakarta), promotor prof. M.H. van der Valk

Sinica Indonesiana vol. 2

Batavia : De Unie, 1950, 214 p.(2nd ed.: Hongkong: Lung Men, 1967)

Het nut van de Chinese beschaving voor de maatschappij

in: *Hari-ulang ke-50 Tiong hoa hwee koan* (椰城中華會館五十週年紀念刊), Djakarta, Tiong hua hwee koan, 1950, pp.23-25.

The Chinese in Indonesia

Working draft, 1954, 60p.

A map of the Great Wall of China

in: *Imago Mundi*, vol. 13, 1956, pp.110-115.

Early communist marriage legislation in China

in: *Contemporary China* (Hong-Kong Univ. Press), no. 6 (1962-64), 1968, pp.84-102.

Problems of translating the marriage law

in: Jerome Alan Cohen ed., *Contemporary Chinese Law: Research Problems and Perspective*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press, 1970, pp.210-229.

Marriage law and policy in the Chinese People's Republic = 中华人民共和国婚姻法及婚姻政策, Hongkong : Hong Kong University Press ; distributed by Oxford University Press, New York, 1971, viii + 369p.

Marriage law and policy in the People's Republic of China

in: David C. Buxbaum ed., *Chinese Family Law and Social Change: in historical and comparative perspective*, Seattle and London: University of Washington Press, 1978, pp.436-483.

Slavery at the end of the Ch'ing Dynasty

in: Jerome Alan Cohen, R. Randle Edwards and Fu-mei Chang Chen ed., *Essays on China's Legal Tradition*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press, 1980, pp.327-358.

An aspect of retribution in traditional Chinese law

in: *T'oung Pao*, vol. 66, no. 4, 1980, pp.199-216.

Abuse of power and coercion

in: Dieter Eikemeier and Herbert Franke ed., *State and Law in East Asia*, Otto Harrassowitz Wiesbaden, 1981, pp.184-203.

The price of a P'ai-lou

in: *T'oung Pao*, vol. 67, no. 3, 1981, pp.288-304.

F 274 81 Hosei Kenkyu (2015)

The autumn assizes in Ch'ing law

in: *T'oung Pao*, vol. 70, no. 1/3, 1984, pp.1-17.

Homosexual offences in Ch'ing law

in: *T'oung Pao*, vol. 71, no. 1/3, 1985, pp.109-133.

Self-defense

in: W.L. Idema and E. Zürcher ed., *Thought and Law in Qin and Han China*, Leiden: E. J. Brill, 1990, pp.225-244.

Murder and Adultery in Late Imperial China : a study of law and morality, Sinica Leidensia vol. 25, Leiden: Brill, 1991, X+137p.